
令和6年 第2回(定例)国 富 町 議 会 会 議 録(第2日)

令和6年6月17日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和6年6月17日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1 番 中村 繁樹君	2 番 谷口 勝君
3 番 三根 正則君	4 番 日高 英敏君
5 番 緒方 良美君	6 番 山内 千秋君
7 番 武田 幹夫君	8 番 近藤 智子君
9 番 横山 逸男君	10 番 河野 憲次君
11 番 飯干 富生君	12 番 穂寄 満弘君
13 番 渡邊 静男君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 横山 寿彦君 主幹兼議事調査係長 夏目 卓治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中別府尚文君	副町長	横山 秀樹君
教育長	荒木 幸一君	総務課長	坂本 透君
企画政策課長	山下 玲君	財政課長	境田 伸一君
税務課長	津留 慎義君	町民生活課長	菊池 潤一君

福祉課長	……………	矢野 一弘君	保健介護課長	……………	横山 香代君
農林振興課長	……………	春元賢一郎君	農地整備課長	……………	長友 寿隆君
都市建設課長	……………	木下 輝彦君	上下水道課長	……………	佐藤 利明君
会計管理者兼会計課長	……………				日高 佑二君
教育総務課長	……………	三好 秀敏君	社会教育課長	……………	桑畑 武美君
学校給食共同調理場所長	……………				尾上 光君
監査委員	……………	山口 孝君			

午前9時30分開議

○議長（渡邊 静男君） おはようございます。本日も早朝より傍聴席においでいただきまして、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、一般質問となっております。

議員におかれては、政策の提言や疑問点につきまして、納得いくまで質疑を繰り返していただきたいと思います。執行部におかれては、対応方よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（渡邊 静男君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、質問通告がなされておりますので、順次これを許します。

最初に、中村繁樹君の一般質問を許します。中村繁樹君。

○議員（1番 中村 繁樹君） 皆様、おはようございます。6月定例議会も一般質問をさせていただきます。中村でございます。

お忙しい中、また足元の悪い中、多くの方が傍聴席に、お忙しい中、傍聴席にお越しの皆様、誠にありがとうございます。

令和3年4月に、町議会議員に初当選させていただき、議員生活4年目の節目の年に入り、今回で12回目の一般質問をさせていただくことになりました。

これまで様々な町民の方々の意見を、この一般質問を通じて議場で答弁させていただきました。議員の仕事の一つは、町民の意見や声を聞いて、その声を町政に反映することです。

そこで、今回、多くの町民の方から様々な声を聞かせてもらおうと、この議場にいる方も、ご覧になられた方もおられると思いますが、ユーチューブを活用し、国富町に視聴範囲を絞り、令和6年3月1日から31日までの1か月間、動画配信を行い、視聴者から多くの意見を聞かせて

いただくことができました。1か月間に10万7,411回の表示を行い、動画をスキップせずにフルで視聴した方が1万3,890人でありました。

動画にはアンケートが添付してあり、直接町民の方からアンケートで意見を書き込める仕組みになっており、アンケートの内容は、「国富町で生活をする上で困っていること、改善してほしい点がありますか」とのアンケートであり、「子育て・教育について」、「仕事について」、「医療・福祉について」、「交通の便について」、「防災対策について」、「何も不満はない」の6項目について意見を求めました。

その中で139人の方からアンケートに回答いただき、改善してほしい点として、「子育て・教育について」の意見が41人、「仕事について」が24人、「医療・福祉について」が22人、「交通の便について」が40人、「防災対策について」が8人、「不満はない」が4人でありました。

アンケートには、「これからの国富町に求めるものは何ですか」という項目で、自由にコメントを書き込めるようになっており、80名の方が、様々な分野について忌憚のない意見をコメントしていただきましたので、執行部の皆様にもお配りしてありますので、町民の声を読み取っていただけると幸いです。

コメントの中身は、子育て・教育に対する意見が非常に多く、切実な意見が見受けられました。

現在、子育て支援に力を注いでいる自治体は、年々予算を増額し、新たな子育て政策を打ち出し、子育て世代を町に呼び込み、移住・定住に結びつけ、結果を出しています。地方が衰弱してしまう原因の一つに、少子高齢化問題がありますが、この対策として、子供を産み育てたいと思ってもらえる環境づくり、いわゆる子育て支援が地域の将来において、鍵を握っていると私は強く思います。

執行部の皆さん、今回のアンケートの中身をご覧になり、町民が何を求めているのか、どういうことをしてほしいのかを見極め、町民に寄り添う政策や仕組みづくりに役立てていただければ幸いです。

今回の一般質問では、アンケートの回答の中で要望の多かった項目を何点かに絞って質問していきたいと思います。

まず、1問目のごみ収集運搬についてですが、本町のごみ収集の頻度についての質問になります。

本町では、可燃ごみ回収が1週間に1回であります。ほかの市町村を調べてみますと、国富町と綾町と数件の自治体が1週間に1回程度であり、1週間に2回以上回収されている自治体が多いのが現状であります。

私はこれまで、子育て世代のお母さんや両親の介護をしている方々から、おむつが1週間たま

るとすごい量になり、出すのが大変である。臭いや衛生面でも非常に不快を感じる。うっかり1週間分のごみを出し忘れると、2週間分の大量のごみがたまり、ごみの置場も大変などの声も聞きます。

今回のアンケートの中でも、可燃ごみの収集を2回にしてくれとの意見が多く見られました。

そこで質問ですが、可燃ごみの収集を週2回に増やすことはできないのかをお伺いいたします。

次の質問であります、子育て支援で各自治体間でよく比較対象にされる項目が妊産婦健診費用の無償、保育園第1子からの保育料無償や学校給食費無償や中学生までの医療費無償ですが、この無償化を行っている本県の自治体は、ご存じのとおり、都城市や新富町がありますが、報道によりますと、この財源は、ふるさと納税が財源に充てられているとのこと。

都城市のふるさと納税額は、令和2年度が135億円、令和3年度が146億円、令和4年度が195億9,300万円であり、日本一であります。新富町の令和2年度の納税額は14億5,000万円、令和3年度が14億7,000万円、令和4年度が18億400万円であり、どちらも右肩上がりですが、国富町を見ますと、令和2年が2億7,900万円、令和3年が4億500万円、令和4年度が3億2,600万円です。

人口が国富町よりも少ない新富町との納税額に、かなりの差があると思います。今回のアンケートの中身は、「子育て・教育に力を入れてくれ」との意見も多く、私は、ふるさと納税をもっともっと増やし、子育て支援に充てられないかという質問になりますが、そこで質問ですが、子育て支援に手厚い自治体の財源は、ふるさと納税を充てる自治体が多いが、本年度のふるさと納税の寄附額の目標と、その活用について伺います。

次の質問ですが、アンケートの中には、「調整区域や農振の除外を行い、マイホームなどが建てやすい仕組みにしてくれ」という意見も見受けられます。「調整区域や農振の規制により、建物が建てられない」などの声もよく耳にします。

そんな中、町内の工業専用地域に本社を構える物流業者が、新たに社屋や倉庫を太田原地区の工業専用地域の周辺に拡張し、増設をしたいと役場に相談をしたが、農業振興地域で難しいとの回答であったと、私に相談が来ました。

令和5年6月の私の一般質問において、太田原地区の工業専用地域の拡張は行えないかとの質問に、企画政策課長の答弁では、平成30年度に都市計画マスタープランを見直し、工業流通拠点地域として設けたエリアとなっておりますので、本町が採用しているオーダーメイド方式による企業進出を提案していきたいと述べておりますが、どうすればいいのかと物流業者は大変困っております。

そこで、工業団地の造成についての質問になりますが、町内の農業振興地域における農振農用地の除外の手続についてお伺いいたします。

次に、少子高齢化に伴い、本町の学校の児童数は少なくなっていますが、本町から市内にある県立の特別支援学校へ通う児童数は増加傾向にあります。

県の発表によりますと、令和元年度に本町から特別支援学校に通っている生徒数は18人でありましたが、令和5年度時点では21人と増加しているようです。

県内には13校の県立特別支援学校がありますが、このうち、町内から2校の支援学校に21名の生徒が通っているみたいであります。県内の市町村独自で特別支援学校を設置している自治体がないのは承知しておりますが、アンケートの中で非常に多く、切実な意見でもあります。

そこで、特別支援学校についての質問であります。年々特別支援学校へ通う児童生徒数が増えてきているが、町立の特別支援学校の設置はできないかを伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（渡邊 静男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、可燃ごみの収集運搬についてであります。

現在、本町のごみ収集につきましては、町内全域でごみの種類ごとに収集日を決め、専門の一般廃棄物収集運搬許可業者に委託をしております。

収集回数につきましては、週2回の収集が生ごみ、週1回の収集が容器・プラスチック類可燃ごみ、月2回の収集が古紙類・古布類・空き缶・空き瓶・ペットボトル、月1回の収集が不燃ごみ、金属類・蛍光灯・乾電池などとなっております。

県内における可燃ごみの収集状況を見ますと、週2回行っている自治体もありますが、これは生ごみを可燃ごみとして収集していることから、週2回の収集となっているようです。

本町におきましては、資源循環型社会を目指し、昭和60年から生ごみの堆肥還元化を行っており、生ごみは可燃ごみとは分けて週2回の収集を行っております。

ご質問の可燃ごみを週2回に増やすとなりますと、委託業者の人員・車両が不足するなど、経費を含め運営体制の大幅な見直しが必要となりますことから、現状のままで行いたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてであります。

まず、ふるさと納税の令和5年度実績は約6億4,600万円と、過去最高額の見込みとなっており、これは、新たな返礼品の開拓や納税サイトの追加、寄附増加につながるPR強化など、担当職員による研究が功を奏したものと捉えております。

令和6年度の目標については、当初予算では3億円を計上しておりますが、総務省基準による適切な制度運用を心がけ、既存返礼品の磨き上げや効果的なPR方法を研究しながら、令和5年度実績額を上回る寄附獲得に努めていきたいと考えております。

次に、ふるさと納税寄附金の活用につきましては、令和6年度から寄附者が選択する使い道を、1、子供たちの成長と学びに関する事業、2、健康長寿のまちづくりに関する事業、3、農商工のにぎわいづくりに関する事業、4、自然共生と安全・安心に関する事業のほか、町長にお任せで実施する事業などに変更し、活用先の柔軟性を高め、町総合計画との整合性を図りながら各種事業に充当してまいります。

本町へのふるさと納税寄附金は、町政発展の貴重な財源となりますので、引き続き、効果的な活用に努めていきたいと考えております。

次に、工業用地の造成に伴う農振農用地の除外についてです。

本町は、これまでに土地改良事業による農業基盤整備に積極的に取り組み、生産性の高い優良農地を造成してまいりました。

昭和47年に、農業振興地域整備計画を策定して以降、市街化区域を除く町内全域が農業振興地域に指定されている状況です。

農振除外については、農業振興地域の整備に関する法律により、農用地区域を農用地等以外の用途に供することを目的とする場合には、同法の規定において、一定の手続を経て、農用地区域からの除外が認められることがあります。また、農振法だけでなく、農地法の許可要件も満たす必要がありますので、宮崎県、農業委員会などの関係機関と事前調整を行い、申請の可否判断を行うことになります。

さらに、市街化調整区域における工業用地の造成については、都市計画法で定められています地区計画制度を活用することになります。

この制度は、農振除外が見込まれる用地で、町の都市計画マスタープランに位置づけられ、県の地区計画同意指針の基準に該当する区域であれば、検討が可能となります。したがって、町民からこのような申出がある場合には、計画ができるだけ具現化できるように、関係各課が足並みをそろえて相談に応じる体制を取ることとしております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 教育長。

○教育長（荒木 幸一君） それでは、町立の特別支援学校の設置についてのご質問にお答えいたします。

特別支援学校は、学校教育法において都道府県に設置の義務があります。

令和5年度の特別支援学校の状況を見ますと、全国1,178校の設置主体は、都道府県あるいは教職員の人事権や研修権等が委譲されている指定都市がほとんどで、町村立の特別支援学校はありません。

特別支援学校の開設・運用にあたっては、障害の種類や程度に応じた特別な施設の設置や、教

職員以外の専門人材の確保等が必要となり、小中学校に比べ多額の予算を伴うことから、本町においても設置は難しいと考えております。

今後も、本町の支援が必要な児童生徒については、障害の種類や程度に応じた適切な教育が受けられるよう、これまでと同様に、県が設置する特別支援学校と連携を図っていきたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員、続けてください。

○議員（1番 中村 繁樹君） 町長、教育長、答弁ありがとうございました。

では、町長の答弁のとおり、本町は可燃ごみの回収は週1回であります。生ごみの回収は週2回となっております。本町も隣の宮崎市と同様、生ごみも可燃ごみとして回収をすれば、現在の回収カレンダーも大幅に変えることなく、可燃ごみの回収を週2回に変えることができますと思いますが、ごみ問題に関連いたしまして、令和5年9月の三根議員の一般質問の中で、町内の畜産農家は多頭飼育の大規模農家が増え、国富グリーンセンターにふん尿の受入れが難しいとのことでしたが、生ごみを可燃ごみとして回収することで、令和4年度実績で年に742tの生ごみ分の持込み量が減った数量の畜ふんの受入れも可能になり、相乗効果が生まれてよくなると私は思いますが、そこで町民生活課長に質問であります。現在、本町がエコクリーンセンターに可燃ごみの受入れをしてもらっている1kg当たりの受入単価、国富町クリーンセンターに生ごみの1kg当たりの受入単価、また、町内の生ごみを出す場合には専用の袋がありますが、この袋の販売をしていますが、町内の小売店でどの袋の販売枚数を教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 菊池町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） クリーンセンターでの1kg当たりの単価が8.4円となっております。それから、エコクリーンプラザに持ち込んだ場合の焼却施設の処理費が1kg当たり11.05円となっております。それから、生ごみ袋の袋数につきましては、令和5年度あたりで24万4,500枚となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） ありがとうございます。

それでは、ごみ問題を経済面で分析してみますと、先ほど町民生活課長の答弁のとおり、令和5年度実績であります。クリーンセンターへの生ごみ受入金額は1kg当たり約8.4円で、742tを乗じると約628万円の経費がかかっております。

生ごみを出すには指定袋の購入が必要になり、令和5年度の町内でのごみ袋の購入、出荷枚数は24万4,500枚であります。今、10枚当たり240円ということですので、約

24円の単価で乗じますと約586万円となり、クリーンセンターの処分料628万円を合わせると、1,209万円の経費がかかっております。

生ごみをエコクリーンセンターで、焼却処分に出すとなりますと、約742tをエコクリーンセンターの受入価格11.05円で乗じますと約820万円となり、生ごみをエコクリーンセンターで可燃ごみとして回収し、処分したほうが約389万円経済的という数字になりますが、経済面から見ても、生ごみをエコクリーンセンターで処分することで、可燃ごみの回収が2回に増えて、住民サービス向上にもつながると思いますが、いかがでしょうか。教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） 先ほど申し上げましたのは、エコクリーンプラザの焼却施設だけの単価で、焼却施設で燃やした後、それを埋立処分場に入れて、灰をですね、その後、水処理をして、水処理施設から宮崎市の下水道施設に搬入するとなると、さらにそれ以上かかりますので、先ほど11.05円というのは焼却施設に搬入しただけの施設になりますので、それ以上費用がかかるというふうに見込んでおります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） それは、もっと早く聞かせてほしかったですね、今頃。

それでは、当初申したとおり、可燃ごみ回収が週1回の自治体は本町と綾町、数えるほどの自治体だけだと思いますが、逆に言うと、週2回以上回収している自治体のほうが圧倒的に多いというのが現状であります。

ちなみに、ふるさと納税で比較対象のあった新富町では、可燃ごみ回収は週3回であります。

では逆に、町民生活課長に質問いたしますが、じゃあ、どうすれば国富町でも可燃ごみの回収が2回になるのか、方法があれば教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） 協議をすることは、エコクリーンプラザの参画団体と協議をすることは可能ですけれども、国富町は昭和60年から、先ほど町長答弁でもございましたとおり、社会循環型の体制を取っておりますので、そこは変えられない、私、個人的には変えてほしくないと思っております。可燃ごみは還元して堆肥化するというのが、もう40年近くたっておりますので、そこは変えたくないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） よく分かりました。

私は、可燃ごみの回収を毎日してくれと言っているのではありません。このアンケートの町民

の意見をダイレクトに町政に伝えているだけであり、先ほど申したとおり、蓄ふん業者も、蓄ふんを堆肥センターに受入れしてほしいんだけど、受入れがなっていないということで、どうにかできないかということでの質問でありました。

これが、ごみ問題一つにしても、町民もしくは移住者の方が住みやすいまちと、そして選ばれる項目の対象に私はなるのではないかと思います。

今後、前向きに協議の場をつくっていただき、住民サービスが向上することを願い、次の質問に参ります。

次に、子育て支援の問題であります。本町の子育て支援はもとより、本町の貴重な財源として注目を集めているふるさと納税の寄附額ですが、令和3年度の寄附額から令和4年度の寄附額が約8,000万円少なくなっていますが、この要因が分かれば教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 山下企画政策課長。

○企画政策課長（山下 玲君） ふるさと納税の令和3年度と4年度の実績での減収分の理由というところになります。

ふるさと納税の返礼品の人気順位、こちらにつきましては、マンゴーの「太陽のタマゴ」、それからポータブル電源が令和3年度、4年度とも上位を占めておりますけども、令和3年度につきましては、新型コロナの巣ごもり需要やキャンプブーム、それから災害時の備えですね、こちらとしてかなりの数のポータブル電源を返礼品として選んでいただいたところです。

4年度の実績では、マンゴーや牛肉、鶏肉など、繰り返し選ばれる農産物の割合が上昇しております。返礼品の状況としまして、リピート率が低いポータブル電源が4年度については選ばれていないということが主な原因ではないかと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） それでは、先ほど、私が調べた中で、令和2年度から4年度までが総務省のホームページに出ておりまして、先ほど町長答弁にありますように、令和5年度実績で約6億4,600万円、この令和4年度の3億2,600万円とすると約倍以上に増えてありますが、その増えた要因が分かれば教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下 玲君） 5年度の実績については、先ほど中村議員、それから町長答弁にあったとおりですけども、令和5年度は、新しくくにとみPR係というところで、業務のほうを、集約化を図っております。その担当職員のほうが細かい分析をして、返礼品の組合せや新たな返礼品の開発、それから細かいPRの手法の分析、こういったところを行っていただいておりますので、そのあたりを踏まえて増えている部分もあります。

また、納税サイトごとに細かく、特別な返礼品というのもし組みましたので、そういったところで一部、実績が伸びているという案件もあります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） よく分かりました。

それでは、子育て支援についての質問であります。まずは、子育て支援とは何かについて改めて確認しますが、内閣府は、子育て支援のことを、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度と説明しています。年代が幼児期である子供を対象とした制度であることが、この説明から分かります。

具体的には、年齢ごとに定めた子育て支援金を給付したり、子供の医療費を一部、もしくは全額免除したり、育児に役立つ情報やイベントを開催したりなどが挙げられ、様々な制度・施策が該当いたします。

上記の内容を踏まえますと、子育て支援をもっと分かりやすく説明するなら、子供の健全な成育を実現するために、人出や金銭面の援助、情報やサービスを提供することと言い表すことができます。今回のアンケートの意見の中では、子育て支援を求めている意見が多数見られます。

そこで、財政課長にお尋ねいたしますが、現在、国富町で妊産婦健診の費用を無償にしたときに必要な金額、保育園第1子から無料にしたときの必要な金額、小中学校の学校給食を無償にした場合のときにかかる費用を項目ごとに分かれば教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 境田財政課長。

○財政課長（境田 伸一君） 財政課で把握できる6年度予算での概算額でお答えいたします。

妊産婦健診費用につきましては約100万円、第1子保育料の無償化につきましては約3,500万円、小中学校の給食費につきましては約8,800万円の合計約1億2,400万円と見込まれます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） ありがとうございます。

本町で3つの無料化を行ったときに約1億円強の予算が必要になるということですが、続けて財政課長にお尋ねいたしますが、現在、本町の財政の中でこの1億2,000万円を捻出する財源に余力があるのかないのかを教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 財政課長。

○財政課長（境田 伸一君） 6年度当初予算で申し上げますと、社会保障経費の伸びによる扶助費の増加や物価高騰による経常的経費の増加などによりまして、非常に厳しい予算編成となつ

ております。そこに、このまま1億円を超える財源の追加は厳しいものと考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） よく分かりました。

では、隣町の綾町は給食費完全無償化を行っていますが、この3つの無償化は国富町の近隣自治体では行われていないので、3つの無償化を行えば、近隣自治体から子育て世代が少なからず移住し、3年から5年後をめどに、子育て世代の割合が増加に転じ、町内での出生率も向上し、人口増加につながり、結果的には増収にもつながると私は思いますが、そこで4月に新しく財政課長に昇進し、斬新な考え方と分析力で今までになかった財政手腕を発揮してもらえるのではないかと、私が勝手に期待しております財政課長への質問であります。本町でも不測の事態に備えて財政調整基金を約11億円程度積み増していると思いますが、この基金を活用して3つの無償化をすることができれば、近い将来、国富町の未来も明るくなると思いますが、このような基金の活用ができないのか、財政課長、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 財政課長。

○財政課長（境田 伸一君） 財政調整基金は、災害など臨時的な財源の不足に対応するための基金であります。継続的に行う事業への活用は、基金の目的からすると適切ではないものと考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） 分かりました。

では、新たな財源の捻出も難しい、財政調整基金も活用が難しいとなると、やはり本町もふるさと納税に頼るしかないということになります。

それでは、昨今、岸田首相が異次元の少子化対策を掲げ、自治体の2023年度予算で子育て支援策が重要課題となる中、東京23区の充実ぶりが目立ちますが、もちろん東京には恵まれた財政力を背景に、所得制限なしで現金や金券を給付する事業を行っております。もちろん、東京以外の自治体で豊富な財政力がない自治体は、ふるさと納税の獲得にいち早く乗り出し、その獲得額から子育て支援に財源を充てている自治体が多く見られますが、本町のふるさと納税は低調していると私には見受けられますが、冒頭で申したとおり、国富町と新富町では、人口でも国富町のほうが約1,700人上回っております。返礼品の内容を見ても、国富町、新富町とも、牛・豚・鶏などの農畜産物が多くを占めており、大きく差が開く返礼品も見当たりませんが、ふるさと納税の獲得額は、令和4年度実績では約15億円もの差が出ています。この額の半分もしくは3分の1の約5億円でも本町の寄附額の上積みができれば、諸経費を引いた約半分の

2億5,000万円が国富町の財源として見込め、子育て支援の財源として充てることができ、国富町も子育て支援の無償化が通年化できるのではないかと思います。この辺の納税額の違いの要因とどのように分析しているのか、また、ふるさと納税額獲得を増やすためにPR係職員の増員や、新たな外部からの即戦力などの人材登用の取組の考えがあれば教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 山下企画政策課長。

○企画政策課長（山下 玲君） ふるさと納税を大きく伸ばすやり方の方法、それから外部人材、それから職員の増員等の検討というところでお答えいたします。

5年度から新設されましたくとみPR係というところで、担当業務の集約を図っております。

町長答弁にもありましたけども、5年度実績では本町の過去最高額ということで6億円を超えた寄附を獲得することができております。しかしながら、昨年10月からは総務省のふるさと納税に対する基準が厳格化されたことや、常に返礼品をブラッシュアップすること、さらに新規開発やPR手法も含めまして、細かな分析と作業を求められる業務というところで、かなり専門性のほうも高くなってきております。

担当課としましては、常に新しく変化していく分野というところもありますので、外部人材の活用も手法の一つだと考えておりますので、他自治体の事例も研究しながら、登用の可能性について常に検討していきたいと考えております。

次に、職員の増員、そういった部分につきましては、町全体の事務事業を考慮した適正な管理の中で判断されるというところになりますので、担当課としましては、すぐに増員の要望というのはしておりませんが、増員の人件費を上回るぐらいの寄附獲得の実績を積み上げて、そういった各種の事業に活用できるように、人員要望できるように努めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） 私が分析すると、国富町はふるさと納税の取りかかりが遅かったのが原因ではないかと思います。隣町の綾町は、8,000人の人口に対して、平成28年度では既に10億円もの寄附額を集めております。今年、令和5年度の6億円を、過去最高額に国富町が達しておりますが、もっともっと納税額を増やしていかないと、うちの子育て支援では非常に厳しいのではないかと感じております。

ふるさと納税の獲得の多い自治体では、ふるさと納税専属の課や職員が配置されております。しかし、本町のPR課を見ても、ふるさと納税以外の業務も行いながら、兼務でふるさと納税の業務に当たっていることが寄附額の増加につながっていないと私はと思いますが、今後、早急な対策や大幅な改善、また知識のある外部からの人材登用が必要ではないかと感じております。

総務省の令和4年度ふるさと納税に関する現況調査結果によれば、令和4年度にふるさと納税

を利用した人は740万人であり、納税義務者所得割5,900万人の約8人に1人の12.5%に過ぎません。ふるさと納税に関するアンケート調査を2021年にマイボイスコム社が行ったアンケートによりますと、ふるさと納税をしようと思った理由については、7割強の回答者が「返礼品に魅力である」と回答しているみたいですが、翌年、2022年にトランスバンク社が行ったふるさと納税に関する意識調査2022では、「日本の地域課題への関心がある」と回答した方も7割強存在するというアンケート結果も出ております。

アンケート結果から、自治体の課題に関心を持ち、寄附を通じて自治体を支援したいという思いも多くの人に共有されていると私は思っております。

国富町のホームページを見ると、先ほど町長答弁のありましたとおり、寄附金の活用方法は、子供たちの成長と学び、健康長寿のまちづくり、農商工のにぎわいづくり、自然と共生する安全・安心のまちづくり、町長が必要と認めるものの5分野であります。ふるさとチョイスの中に「寄附金の使い道」という項目があり、自治体からの寄附金の活用報告に、国富町のホームページには使い道の記載がありません。

私は、子ども・子育ての分野に全額活用しますと強く明確にうたった項目を増やし、寄附金どのように使われているかを知らせることで、少しでも寄附額を増やすことができるのではないかと思います。このような活用方法から寄附者を増やす取組はできないのかを教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下 玲君） 今、お話しいただいた使い道につきましては、町長答弁にもありましたけども、6年度から新たに見直しをして、柔軟に財源を活用できるように使い道の項目を変更しております。

こういったところを踏まえて、ご指摘のとおり、使い道の方法を提示して、どういうふうを活用されているのか、そのあたりも示しながら、子育て支援の分野にも活用ができるような体制、それから安定財源になるような寄附獲得に向けた努力については、していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） それでは、総務省は、ふるさと納税の意義として、1、納税者が寄附先を選択する制度、選択するからこそ使われ方を考えるきっかけとなる。2、お世話になった地域や応援したい地域の力になれる。3、自治体が取組をアピールできるという3つを挙げています。

寄附先を選ぶのに返礼品の見返りという経済的合理性の軸に加えて、地域貢献や支援という新しい軸を提案し、国富町の新しい軸で絞り込みをかけて寄附額を増やしていければよいと私は思

います。

国富町のふるさと納税の活用方法は、子育て支援に手厚いので、国富町にゆかりのある方は、国富町にふるさと納税をしたい、国富町のことは知らなかったが、子育て支援に手厚いので、国富町に納税したいと思わせるような、子育て支援に全力ですという、魅力ある活用方法を知ってもらうことで、利用者に関心を持っていただきたいと思います。

ふるさと納税の寄附額を伸ばすことが非常に大事ということは、皆さん共有していると思いますが、国富町もふるさと納税によって寄附額を受けるばかりではなく、国富町民も、ほかの自治体へふるさと納税で寄附をしている金額が増えていっているのではないかと私はと思いますが、そのために、都城市や新富町のように、例年寄附額を積み増していかないと財源が増えていけません。

そこで、税務課長に質問であります、本町への納税者がふるさと納税により、ほかの自治体への寄附額を、令和2年度ぐらいから令和5年度ぐらいまでの寄附額の推移や分かる範囲内で、分かれば納税額を教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 津留税務課長。

○税務課長（津留 慎義君） それでは、お答えいたします。

ご質問の、国富町の住民が他の自治体にふるさと納税をされまして、寄附金控除の申告をされた結果の町民税の減収、これについてでありますけども、これについては、毎年、国の調査の報告事項にも入っております。

国の課税状況調査で報告している数値を申し上げます。

令和2年度以降になりますけども、まず、令和2年度課税分が101件の274万8,000円、令和3年度が172件の429万2,000円、続いて令和4年度分が248件の612万7,000円、そして昨年の5年度、この分については359件の883万2,000円で報告をしているところであります。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） 税務課長、ありがとうございました。

ふるさと納税の獲得金額と同時に、やはり国富町から他の自治体に流れている寄附額も毎年伸びているようです。それを踏まえて、ふるさと納税の寄附額を増やすことはできますが、本町の町民に、ほかの自治体へのふるさと納税は控えてくださいとは言えません。例年、ふるさと納税の寄附額の増額を目標にいただき、その財源を早期の子育て支援に活用していただくことを痛切に願い、私の子育て支援の質問を移りたいと、次に、質問に移りたいと思います。

では、今回、本町に本社を置く物流会社が、太田原地区の工業専用地域付近に設備投資しよう

と相談があったと思いますが、農振除外について、どのような理由でできないと判断されたのか、理由を教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 長友農地整備課長。

○農地整備課長（長友 寿隆君） 農振除外ができないと判断した理由についてですけれども、まず相談の内容は、大型トラックを増台し、会社の規模拡大を図るために工業団地に隣接した農振農用地の一面を駐車場として農振除外ができないかという相談でありました。

相談のあった農地は、農振農用地の区域になるため、県及び町の農振除外と農地転用の担当者と一緒に現地調査をしております。

その結果、農振法上では、農用地の集団化、農作業の効率化など営農上支障を及ぼすおそれがあるとの判断に至り、また、農地法上では、生産性の高い優良な集団農地である第一種農地に区分されることから、農地転用は厳しいと判断しました。

したがって、農地に関わる二つの関係法令に照らし合わせ、総合的に検討した結果、農振除外をするには規定要件を満たさないという理由から、農振除外は厳しいとの回答を相談があった会社の方へお伝えしたところであります。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） いろいろ難しい言葉が出てきましたが、物流業者は、そのような難しい規制がほぼ分からないまま、ただ駄目だということを理解して、帰ってきて私のところに相談があった次第であります。

では、工業団地も持たない本町で創業したい、または規模拡大をしたいという企業は、工業専用地域の会社が廃業するまで待つしかないのでしょうか。国富町以外で創業を考えたほうがよいのでしょうか。一体どのような手順を踏めば、町内で新規出店や規模拡大ができるのか。太田原地区の工業専用地域以外で、どのような場所であれば農振除外の可能性があるのかを教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 農地整備課長。

○農地整備課長（長友 寿隆君） 農振法の観点から申し上げますと、施設などの規模拡大を計画される場合、農振除外の可能性のある農地としては、集団化した農地の広がり、隅のほうであれば可能性があります。

ただし、土地所有者や隣接所有者、土地改良施設の管理者などの同意が得られ、併せて農地転用の法的要件を満たす必要があります。

また、町長の答弁にもありましたとおり、市街化調整区域における工業用地の造成については、都市計画法で定められている地区計画制度の活用も考えられると思います。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） 工業用地の造成や工業団地の整備をという一般質問を、これまで私も含めてたくさんの議員の方々が質問されていますが、毎回のように県企業立地推進部局や東京事務所との連携や企業立地フェアなどへの参加で企業立地に尽力するなどの答弁の繰り返しであり、一つも前に進んでいません。いまだに工業団地造成には至っていないのが現実であります。

今回の太田原地区の工業専用地域に隣接している地区計画に該当する約1万5,000坪、もしくはほかの土地でも構いませんが、町が独自に取得することにより、工業団地を確保できれば、たくさんの物流、工業系の誘致企業の受入れがスムーズに行えると私は考えますが、本町が事前に工業団地を準備することはできないのかを教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下 玲君） 工業団地の事前の準備というところですけど、これにつきましては、これまでの一般質問での答弁ということと基本的には同じことになりますけれども、工業用地の造成には多額の費用を要しまして、販売価格、こちらが上昇するなど開発に見合った効果、それから投資額の回収リスクなどの懸念、またさらに周辺インフラの環境等への配慮、そういったところも想定されます現時点では慎重な検討が必要であると考えているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） 確かに工業用地取得には多額の費用がかかると思います。私も議員生活が4年になり、昨年より文教産業常任委員長として、土地開発公社の理事会に出席するようになり、土地開発公社の事業内容が分かるようになりました。

ほかの自治体での土地開発公社の役割などをいろいろと調べる中で、ほかの自治体での土地開発公社の事業として、自治体の代わりに土地の取得や造成を行っている土地開発公社はたくさんあります。

しかし、本町の土地開発公社では長期間事業を行っていないのが現実であり、繰越金を見ても約8,200万円もの資産を保有しております。本町の土地開発公社の事業として、土地取得や造成が行えれば今回のような問題は起こらないと同時に、土地開発公社の在り方にもつながっていくと考えますが、土地開発公社の資金を活用すれば国富町でも工業団地の取得や造成ができるのではないかと私は考えますが、執行部の考えを教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 財政課長。

○財政課長（境田 伸一君） 土地開発公社の業務につきましては、工業団地など用地取得や造

成等を行うものとなっております。

具体的な案件がありましたら対応は可能でありますけれども、平成21年に国からの通知によりまして、土地開発公社の用地取得事業の在り方ということで、長期保有土地とならないよう明確な計画を持って取得することという通知があっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） 非常にいい情報を聞きつけたと思います。この資金を活用して、実際にこうやって広げたい業者は町内にもたくさんいると思いますので、今回この事例をもとに少しでも工業団地の問題が前に進めばと期待が見えたところでありました。

私は、毎回のよう提言しておりますが、工業団地も持たずして企業誘致に前向きですというのは無理があると思います。工務店が土地はないけれど家を建ててくれと言っているようなもので現実的ではないと思います。

令和元年10月6日に、国富町スマートインターチェンジが開通しました。翌7日、宮崎日日新聞には国富町スマートインターチェンジ開通のことが大々的に報道されました。

紙面の中で、中別府町長のコメントとして、地域住民の暮らしの向上につながる県央部の西の玄関口として広域的発展に貢献できるように努力したいと述べており、続けて宮日の記者が、ETC搭載車は上下線とも乗り降りでき、物流効率化による同町周辺の産業振興や観光活性化、緊急輸送ネットワークの強化が期待されると書かれていますが、本当に国富町は広域的発展をしているのでしょうか。

既に国富スマートインターチェンジが開通し、5年の月日が流れようとしておりますが、国富スマートインターチェンジ周辺は、田畑に囲まれたのどかな田園風景のままでありますが、国富スマートインターチェンジ周辺が開通と同時に作られた国富町に誘致企業進出をお考えの方というパンフレットを皆さんは御存じでしょうか。

このパンフレットを見ますと様々な条件がありますが、早期に国富スマートインターチェンジ周辺地区と太田原の4万坪、宮王丸地区1万5,000坪の物流工業系企業の進出が可能だったのではないのでしょうか。

これまでに、このエリアで具体的に進出したいという企業はなかったのかを教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下 玲君） 国富スマートインターチェンジ周辺への相談というところでお答えいたします。

平成30年度から令和5年度まで、こちらのスマートインターチェンジ周辺の企業からの相談というところにつきましては、物流拠点施設や商業施設、食品加工場の移転、それから配送セン

ターなどの案件で7件あったところです。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） 7件ということですが、この件もその中に入っているんでしょうか、ちょっと教えてください。

先月、私の元に国富町で起業したいという方が訪ねてこられて、国富スマートインターチェンジ開通直後より、このパンフレットに示されている国富スマートインターチェンジ周辺にオープンを目指し、地区住民への説明、地主への定期借地などの交渉を行い、開業に向けて何度か国富町へ説明に赴くが一向に前に進まないと言われ、相談が来しました。

私に詳しい資料や図面などを見せられて説明を受けましたが、土地の交渉から建物の建設費など、一切業者負担であり、本町にとってデメリットは一つもないように見え、逆にメリットとしては雇用創出や固定資産税収入などの税収の増加、また、スマートインターチェンジ周辺のにぎわいが見込まれると私の中では思いましたが、どのような理由で企業進出が進んでいないのかを教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 木下都市建設課長。

○都市建設課長（木下 輝彦君） スマートインター周辺の開発許可という部分で回答しますと、スマートインター周辺は市街化調整区域となっております。

例えば、工業流通系の企業であれば、地区計画ではなく単独一社での相談であったり、開発の許可要件に合致しなかったこと、また、商業系の企業でありますと、都市計画法の34条に規定されております、周辺居住者の利便性を確保するために建設される日用品販売店舗程度の規模の店舗であれば立地の可能性があると思われませんが、こういった県の開発許可の要件に合致しなかったことが理由ではなかったかと思われします。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） いろいろと、いろんな条件はあると思いますが、では逆にお聞きますが、どのようにすれば企業が国富町に進出しやすいのかを相談に来た企業に対して、こちらから企業側にアドバイスや提案など、もしくはその相談があった企業に対して、こちら行政側のほうからコンタクトを行ったことがあるのかを教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下 玲君） 企業誘致担当部署というところでお答えさせていただきたいと思ひます。

相談のありました企業に対しましては、まず立地が可能と思われる箇所、そういった所をご紹介

介しておりますけれども、スマートインターチェンジ周辺、こちらは工業流通系が対象ということで、先ほど都市建設課長が答弁したとおり、商業系のほうがなかなかちょっと難しいと、そういうところもあります。また、その周辺が地盤が悪く、地盤改良が必要であるというところも含めて説明等をさせていただいております。実際に進出に至らなかった案件も含まれておりますけれども、企業への情報提供や適地探しに向けて一緒に動いてきておるようなところもあります。

その内容としましては、町外からの進出ではありませんけれども、事業規模拡大に向けた町内の転居案件では、移転先となる適地が確保でき、新たな事業所開設につながることができた実績もありましたし、現在、移転に向けて協議中の案件もあります。

こちらにつきましても、候補地選定相談の段階から、企業と一緒に適地探しを行い、現在も情報共有や地元住民との調整事項等などのアドバイス等を行っている状況です。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） 企業誘致に積極的な自治体は、民間企業からのアプローチも当然必要であります。それよりも自治体からの積極的誘導意思を示すかが何よりも大事じゃないかと私は思っております。私は、国富町には、この強い意思表示が非常に薄いのではと感じております。

今回の太田原工業専用地域を拡張して規模拡大したいという物流業者も、国富スマートインターチェンジ周辺に出店したいという企業も、こういう規制があるので難しいという回答だけであり、その後、行政側からのアフターフォローなど一切なく、難しいとの説明を行うことで民間企業の意欲を変えてしまい、他の自治体を探そうという企業側の気持ちが切り替わり、国富町の発展を後退させているのではないかと、私は2社の企業からの相談を受ける中で強く感じました。

工業用地取得や企業誘致の問題では、企画政策課や農地整備課、都市建設課、農林振興課などのたくさんの課を連携し、このように一般質問でもしないとなかなか個別の案件としては受け付けてもらえずに、どのような手段に出ればよいのかが分からずに迷っている企業がたくさんいると思いますが、町長をトップとした誘致企業の専門チームの作成が必要ではないのでしょうか。

私は、今回の企業からの相談を受ける中で、都市計画に詳しい行政書士や不動産業者などの有識者と町職員をワンチームとした官民連携した誘致企業対策課などの新しい課を創設し、ワンストップサービスで対応できる課の創設でもしないと、国富町には何十年たっても誘致企業や新出企業の規模拡大は難しいと思いますが、そのような課の創設をするべきだと私は思いますが、このような課の創設はできないのかを教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下 玲君） これまでの企業からの相談につきましては、企業誘致担当と

しまして、企画政策課のほう窓口になりまして、都市計画法や農地法、農振法など必要に応じまして関係各課を参集して対応してきたところです。

企業との協議の中で、それぞれの法規制の対応につきましては、同じ内容が一つもない個別案件であり、企画政策課では細かな確認が行えませんので、それぞれの内容について担当部署に確認をお願いしている状況であります。

しかし、今議員のご指摘のとおり、法規制の可否や相談内容の進捗管理など、企業誘致担当窓口として、事業把握や企業に対する支援や、さらにアフターフォローにおいても、その機能を十分に果たせていなかったことにつきましては、真摯に受け止め反省をしているところです。

今後につきましては、相談内容やその結果の情報共有、相談企業に対する提案など、早急な改善を図り、企業誘致に係るワンストップ窓口としての機能をしっかり確立できるように、まずは企画政策課のほうで体制づくりを進めて対応していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） 今の言葉を本日より胸に秘めて誘致企業の対応を非常に密に行ってほしいと思います。

現在、全国の各自治体では、財政難により、様々な業務や事業を民間主導で行っている自治体がたくさんいます。国富町もぜひとも民間活力を積極的に取り入れて、未来に希望の持てるまちづくりに尽力してほしいと思い、次の質問に移りたいと思います。

最後の質問であります、町立の特別支援学校の設置は、県内でも事例がないので難しいことは重々承知しての質問でありました。

それでは角度を変えて質問いたしますが、それでは国富町と綾町から特別支援学校へ通っている生徒は、令和5年度時点で32名の児童が通っているということですが、国富町には本庄高等学校がありますが、もちろん県立の施設であります。国富町と本庄高校は、あらゆる面で支え合っており、非常に友好関係が強いと思います。もちろんご存じのとおり本庄高校の生徒が、国富寮から下宿生活を行い高校生活を送っている生徒もたくさんいますが、その国富寮へも国富町から多少ならずとも支援を継続しています。

そこで、国富町及び綾町と連携を行い、県へ本庄高校内に特別支援学校の分校などの設置はできないのかと要望することはできないのでしょうか。

本庄高校内に支援学級ができることで、本庄高校の魅力も増して国富町に移住してくる家庭や交流人口や関係人口も増え、現在、市内の特別支援学校に送迎している保護者の大幅な負担軽減になると思いますが、このような要望検討が本町からできないのかを教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 三好教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） 県の見解になりますが、特別支援学校の整備につきましては、宮崎県立特別支援学校教育整備方針に基づき、特別支援学校が抱える喫緊の課題を解決するため、地域の実態を考慮して県が整備に取り組んでおります。

現行の整備方針では、軽度知的障害の生徒を対象にした新たな学びの場として、専門的な職業教育を行う職業学科を置く高等特別支援学校の設置や、特別支援学校の教室不足の解消を図るための整備を優先事項としております。

また、高校の校舎につきましては、階段の高さやトイレなどのサイズが小学部生の体格に合わないことから、大規模な改修になることや、給食調理設備の設置が必要になり多額の経費がかかるため、本庄高校への分校の設置は難しいということでありました。

また、要望したとしても、現在の県の整備方針では、本庄高校への分校の設置は難しいということでした。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） そうですね、県にとっても予算のあることですので、なかなかすぐには難しい問題だと思いますが、しかし、本町にとっても、本庄高校にとっても、保護者にとっても、よい案だと私は思いますので諦めずに、知事と非常に信頼関係が深い町長からも後押ししていただくことで道は開けるのではないのでしょうか。

それでは、今年2月の県議会での日高利夫県議の一般質問の中にも、この問題が取り上げられておりました。国富、綾方面への特別支援学校へスクールバスの運行はできないかとの質問もあった中で、私のアンケートの中にも送迎に苦労されている保護者からの切実な意見もたくさん届いています。

県の教育長の答弁では、現在、東諸地区へのスクールバスの運行はなく、保護者への負担軽減対策として、ガスリン代や公共交通機関の定期代などを、特別支援教育就学奨励費で全額負担しているとの回答でありましたが、本町でもスクールバス運行の検討はできないかを教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） 宮崎県内の特別支援学校に、現在、国富町の児童生徒が宮崎中央支援学校を含め3校に27名在籍しております。

今回の質問では、特別支援学校の送迎についてであります。町としましては町外の県立や私立の学校に通う児童生徒が多数おり、支援をするとすると平等性の観点から全ての児童生徒を対象に考える必要があります。

教育長答弁にもありましたとおり、特別支援学校は、学校教育法において都道府県に設置義務

があり、宮崎県においても法に基づき県が責任を持って設置していますので、まずは県が送迎について支援をする必要があると考えています。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） それでは、非常に難しい問題であるというのは認識しましたが、それでは国富町には福祉バスのやちよ号を保有しております。

福祉バス使用規定によりますと、第2条使用基準には、4項目に該当する場合に限り使用することができると明記してありますが、（1）老人クラブの老人福祉館やちよ荘への送迎、（2）公務または公的団体の主催する行事などに参加する場合、（3）福祉団体の視察研修、（4）その他町長が必要と認めた場合となっており、2、前各号によりバスを使用する場合は乗車人員10人以上40人以下でなければならない。3、バスは平日のみの運行基準とし、土曜・日曜日・祝祭日は運休とすると明記されていますが、国富町から特別支援学校へ通っている生徒数は、先ほど申したとおり27人であり、条件的にはクリアしていますが、（4）その他町長が必要と認めた場合とありますが、このように困っている保護者からのアンケートをご覧になり、やちよ号での送迎を町長が必要と認めていただければ、私は道は開けるのではないかと考えます。

もちろん毎日ではなくとも1週間に1回でも、待合所は役場駐車場まで保護者が送迎を行うこととの条件をもとに、このような運行を行うことで、少しでも保護者負担軽減になると思います。が、このような運行ができないのかを教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 一弘君） 福祉バスの運行についてお答えいたします。

今議員の方からご紹介のありましたとおり、福祉バスにつきましては、福祉バス使用規程に基づいて、使用する基準、それから条件の定めに従って運行を行っております。その主なものにつきましては、高齢者のための定期運行、その他各種団体の研修等で利用するというものになっております。

したがって、現在、申込み、それから定期バスのスケジュール等が詰まっておりますので、新たに特別支援学校への運行ということにつきましては、なかなかちょっと難しいかなというふうに考えております。

仮に福祉バスを特別支援学校への送迎ということで使うとなると、安全運行のために介助者の乗務、それから必要となれば車両の一部改造等も必要になってくるというふうに考えますので、新たな費用が生じるなどの課題もあるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（１番 中村 繁樹君） 非常に厳しい要望だと分かったの質問でありましたが、この質問は、やちよ号運行規程についてであれば、この質問は私はしておりません。しかし、やちよ号は福祉バス使用規程という規定にのっとって運行されております。

では、福祉バスの福祉という言葉は何ですかと調べると、いろいろな文言が出てきますが、福祉とは、全ての人が幸せに生活するための取組を指します。具体的には、社会福祉、介護福祉、障害者福祉、児童福祉などの分野があります。この考え方は、個人の尊重と公共の福祉を保障する憲法にも反映されています。

社会福祉は、基本的人権の保障から生活困窮者の支援、心身に障害のある人への介助などを行う公的サービスを指しますと書かれております。一人一人が幸福を感じながら生活できる社会を作るために、協力し合うことが重要だと書かれてあります。

私は、バスは町が保有しております。バスの運転手もいる中で、少しでも活用の余地があれば使用規程を改定し、週１回でも国富町が手を差し伸べてあげられればとの思いでの質問でありました。

何事にも人や予算が動くことですので、即座に回答はできないかもしれませんが、今回のアンケートの中で町内に住む様々な方々が、いろんな面でこういうことを望んでいる意見がたくさんあります。もちろん全てにおいて、本日よりできることばかりではありませんが、本日より一つでも二つでも改善できることはたくさんあると私は思います。どういうことを町民が望んでいるのか、どういうことを改善してほしいのかを、改めてこのアンケートの内容を読み解いていただき、町長のホームページのメッセージでも書かれてある未来に希望の持てるまちづくりに生かしてほしいと思い、私の全ての質問を終わります。

○議長（渡邊 静男君） これで、中村繁樹君の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（渡邊 静男君） ここで暫時休憩といたします。次の開会を１１時といたします。

午前10時43分休憩

.....

午前10時58分再開

○議長（渡邊 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、谷口勝君の一般質問を許します。谷口勝君。

○議員（２番 谷口 勝君） 皆様、こんにちは。三名の谷口です。傍聴の皆様、お忙しいところ、また、雨の中、ありがとうございます。

今年のように雨の多かった年も珍しく、外での作業の方々は苦労され大変だったことでしょう。台風や大雨の災害のない平穏な日常であればと思うのですが、今回の質問の一つは、令和４年

6月にも質問している道路支障木の問題です。特に雨の季節になると、毎年のように住民の方から相談のある問題です。なかなか対策が進まないことの一つであります。

御存じのように、町内は緑あふれる自然豊かな環境であります。たまに通行する人にとっては、緑のトンネルがあるなどと思うくらいですが、頻繁に利用する住民にとってはとても迷惑な状況です。

町道沿いの支障木については、災害のもとになり、避難の妨げや災害復旧時の迅速化の障害になり、また、交通安全の観点からも非常に危険です。樹木は毎年成長し、1年放置するとその分大きくなり、いつの間にか簡単には撤去できない状態になります。膨大な量の町道沿いの支障木を一度に対策するのは不可能であります。効果的な対策を問い、順次、道路の環境整備はできないものかとの思いです。

また、子育て環境は、私たちの子供の頃と違い、今の社会環境は大きく変化しています。子育て支援については、様々な事業や活動が行われていますが、予算を伴う事業については進行が遅いものもあり、また、金銭で解決できない問題もあります。様々な家庭環境、地域の変化など、子供たちを取り巻く環境は、より複雑になり、子育てはもはや家庭や学校だけでは解決は困難な状況にあります。

このような中、地域と共に子供たちを育てようと学校運営協議会が設置され、まず2年前に木脇中学校区学校運営協議会が設置され、本年度は八代中学校区学校運営協議会が設置されることになりました。地域と共にある学校を目指している学校運営協議会の設置には、期待するところが大きいと思います。活動を始めて、まだこれからのところは多くあるかと思いますが、設置の目的を達成するため、どのような活動を行っているのか伺いたいと思います。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、1番目に道路支障木対策について伺います。

道路の支障木が多くなっている。通行の妨げや、これからの台風時期の被害を大きくする可能性も考えられるが、支障木対策についてどのような取組を行っているのか伺います。

2番目に教育行政について伺います。

社会総がかりでの教育を推進し、地域住民と共に目的を共有する学校運営協議会が、木脇中学校区で組織され、2年経過するが、その活動状況を伺います。

以上にて壇上の質問を終わります。

○議長（渡邊 静男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

道路支障木対策についてであります。

道路支障木は、民地から張り出している場合もかなり多く、対応に大変苦慮しているところで

あります。こうした支障木については、毎年、広報くにとみ等で、所有者による適正な管理・伐採を依頼しておりますが、特に倒木の可能性がある場合や、枝が張り出し通行に支障が出ている場合などには、土地所有者に対して文書等により個別に伐採を依頼しております。

しかしながら、登記名義人変更がされておらず、所有者が特定できない場合や、高齢化や費用の負担などの理由から伐採に至らない案件もあります。

支障木の状況によっては、緊急性があり、通行の安全性の確保を行う必要がある場合は、やむを得ず町で対応しておりますが、引き続き伐採等の適正な管理について、周知・啓発に努めたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 教育長。

○教育長（荒木 幸一君） それでは、木脇中学校区学校運営協議会の活動状況についてのご質問にお答えいたします。

木脇中学校区学校運営協議会は、令和4年6月にモデル地区として設置し、学校保護者及び地域住民の相互理解を深め、未来を担う子供たちの豊かな成長に寄与するために活動していただいております。

昨年度までは、「あいさつ」を地域と学校の共有目標として、青少年育成町民会議における「愛の一声あいさつ運動」に合わせて「木脇地区あいさつ運動」を展開しました。また、地域コーディネーターが学校と地域をつなぎ、住民の方々の協力を得ながら、大根作りや木工教室など、子供たちの体験活動をサポートしていただき大変感謝しております。

今年度は、安全・安心をキーワードとして、地域と学校が目標を共有しながら活動を展開し、地域全体の活性化につながる取組を行いたいとのことであります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（2番 谷口 勝君） まず、道路支障木対策ですが、支障木は所有者の責任であること、また、様々な支障が起きることを強く認識してもらい管理を促して、自ら行っていただきたいのですが、そこで支障木について、住民に対しての周知活動はどのような方法と頻度で行っているのか、状況を伺います。

○議長（渡邊 静男君） 木下都市建設課長。

○都市建設課長（木下 輝彦君） 支障木について、区長会の初会時にパンフレットの配付、また、広報紙による周知で、年に2、3回程度行っております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（２番 谷口 勝君） 次に、傾向はどのようになっているかということで、町内での支障木の相談は、近年何件くらい発生しているのか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（木下 輝彦君） 過去５年間で相談件数で申しますと、令和元年度に９件、令和２年度は２７件、令和３年度は１９件、令和４年度は２３件、令和５年度は２１件の相談が寄せられております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（２番 谷口 勝君） 次に、令和元年度から令和３年度で１０件、改善を促すために所有者に文書送付を行ったと聞いていますが、令和４年度から令和５年度の送付件数を伺います。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（木下 輝彦君） 先ほど申しました、令和４年度から令和５年度にかけて合わせて４４件の相談がございましたが、軽微なもので町が対応したり、所有者に対応していただいたりして対処しております。

文書送付につきましては、令和４年度に１件行っておりまして、令和５年度はゼロ件です。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（２番 谷口 勝君） 次に、支障木の相談があり、所有者が特定できずに、伐採依頼の文書が送付できなかったことがあるのか、また、今後の傾向をどのように予想されているのか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（木下 輝彦君） 以前は、所有者の住所が不明で送付できない事例がございましたけれども、今後このような住所不明の事例は、令和６年４月から不動産の相続登記が義務化されましたので、今後は減少するものと考えております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（２番 谷口 勝君） 所有者に対し、伐採の依頼を行った結果、伐採ができなかった理由は、どのようなことがあるのか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（木下 輝彦君） 所有者が対応できない主な理由でございますが、住所不明で文書送付ができない、また、高齢化のため自分では対処できない、また、費用の面で対応が難しいといったケースがございました。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（2番 谷口 勝君） 所有者に対して伐採の依頼を行った結果、伐採ができなかった場合は、どのように対処しているのか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（木下 輝彦君） 通行に支障が生じ緊急性がある場合については、町のほうで対処しております。また、区のほうに相談して対応していただいた事例もございます。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（2番 谷口 勝君） 次に、所有者に伐採の意思がある場合、倒木の危険性のある伐採業者に依頼しなければならないような大きな樹木などについては、災害防止の視点から森林環境譲与税を活用し対策している自治体もあるが、本町ではできないか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 春元農林振興課長。

○農林振興課長（春元賢一郎君） それでは、谷口議員の質問にお答えいたします。

森林環境譲与税の使途につきましては、森林整備及びその促進に関する費用に充てるものと規定がございます。本町におきましては、森林整備、それから木材の普及啓発等に活用している状況であります。

御質問の中にありました、支障木伐採に対する森林環境譲与税の活用状況につきましては、他の自治体を確認しましたところ、重要インフラの保全に支障を来す場合、緊急伐採が必要など基準を定めて使途を限定しながら森林整備の一環として伐採や搬出費用の助成を行うといった事業が行われているようであります。

本町では、今そういった事業は行っておりませんので、今後そうした使途の限定でありますとか、費用の助成という形で事業の活用、それから税の活用ができないか研究していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（2番 谷口 勝君） 現状を考えると、行政が何らかの形で支援しないと、時間の経過とともに悪化していく状況だと思います。所有者の責任の下、管理・保全されることは基本ですが、所有者の問題だからと放置すると、道路利用者にとっては危険で不便な解決のできない問題として映るのではないのでしょうか。

まず、所有者の撤去困難な大きな樹木や災害の危険性などを考慮し、それらを優先して支障木の撤去を行い、残りのまだ小さな低木などは所有者の責任として管理してもらうように促して、

支障木の発生を食い止めなければなりません。

令和4年12月の森林環境譲与税活用の質問の回答で、集落周辺の里山において危険な立木の整備や放置竹林の除抜についても、災害防止の観点から活用可能との回答でした。

本年6月から森林環境税としての徴収が始まりました。森林環境譲与税の活用については、納税者に分かりにくい、目につきにくい内容のものが多くあると思います。道路周辺の山林整備についても力を入れ、美しい里山を形成すれば、この町の印象も変わり、森林環境譲与税の使い方についても理解されやすいのではないのでしょうか。まずは、道路の環境整備の一つとして、支障木のない安全で快適な道路になることを希望します。

次に、教育行政についての質問です。

まず、住民に対する活動として、学校運営協議会の設置目的を理解してもらうため、地域住民に対し、どのような周知活動を行っているのか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 三好教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） 学校運営協議会は、地域と共にある学校づくりを目指していますので、地域住民への周知活動はとても重要だと考えております。

学校運営協議会を設置した木脇小・中学校に限りませんが、各学校が発行します学校だよりを区長文書で回覧したり、学校のホームページで掲載して情報を発信しております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（2番 谷口 勝君） 次に、地域住民に参加してもらった学校行事としては、どのような行事があったか、また、どのような方々が参加されたか、併せて伺います。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） 先ほどの教育長答弁にもありましたとおり、昨年度までは、「あいさつ」を地域と学校の共有目標としていましたので、青少年育成町民会議における「愛の一声あいさつ運動」に合せて、「木脇地区あいさつ運動」を行い、児童生徒、保護者、学校運営協議会委員、区長、地域住民の方々に参加していただきました。

また、学校運営協議会で地域住民と児童との交流がないという課題が挙げられたため、木脇小学校区児童会に各地区の区長や民生委員、学校運営協議会委員を招き、地区ごとに分かれて趣味や将来について話をするなど、交流をしたところであります。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（2番 谷口 勝君） 木脇小学校PTAにて行われる地区懇談会に出席しますが、町内で同じように行われているのか、また、関心を高めるため多岐にわたる参加者、例えば高齢者

クラブ、消防団などの参加はできないか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） 木脇小学校の地区懇談会は、PTA活動の一つとして開催され、地元議員、区長、民生委員の方々などが出席して開催をしておりますが、ほかの学校での地区懇談会は現在行われておりません。

高齢者クラブや地元消防団などの参加につきましては、地区懇談会での参集範囲をある程度絞っているということです。今のところは考えていないということであります。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（2番 谷口 勝君） PTAの役員さんとか保護者にあまり負担はかけたくないのですが、地区ごとの困りごとや心配されていることが聞けるので、個人的にはよい取組ではないかと思っています。

次に、地区住民の理解や協力、参画などの促進のため、学校運営協議会による地区懇談会などは開催できないのか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） 学校運営協議会単独での地区懇談会の開催につきましては、地域住民に対し、学校運営協議会の活動を知っていただいたり、協力体制を築く方法の一つとして有効な手段だと考えておりますので、学校運営協議会の中で議論していただくようにお伝えしたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（2番 谷口 勝君） 次に、保護者の心配される登下校時の安全についてですが、不審者情報を見ると特に下校時間の発生件数が多く、地域住民の協力が必要と思われます。交通安全も含め下校時の見守り対策について伺います。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） 各学校では登下校中の緊急事態に備え、児童に防犯ブザーを携帯させ、有事の際にはブザーを鳴らし、通行人がいる安全な方向に逃げたり、町内にあるお助けハウスに逃げ込むよう指導しています。

また、教育委員会では、中学校区ごとに週3回、青少年育成町民会議の青パト巡回による見守り活動を行うとともに、通学路等の不審者情報が届きましたら、学校を通じてマチコミメールや安全メールで保護者への情報提供を行っています。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（2番 谷口 勝君） 安心・安全は特に重要で、住民の協力が必要なことだと思います。

次に、木脇中学校区学校運営協議会の活動を踏まえ、八代中学校区学校運営協議会の発足に対し、どのようなことに留意されたか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） 八代中学校区学校運営協議会は、6月11日、先週火曜日になりますが、第1回目の協議会を開催し、8名の委員の方に辞令を交付したところです。

学校運営協議会は、地域と共にある学校づくりを目指して、多角的な視点からの議論が求められるため、地域住民の方々にも委員になっていただいております。

八代校区におきましても、学校運営協議会の中で議論を深めながら、子供たちと地域住民との交流をはじめ、地域全体の活性化につながる取組について留意していただきながら活動していただきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（2番 谷口 勝君） 次に、国富町全体での学校運営協議会の設置に向けた考えとして、本庄中学校区学校運営協議会の設置については、どのように考えられているのか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） 本庄地区にも広めていきたいと考えておりますが、木脇地区や八代地区と異なり、本庄地区には本庄小、森永小、本庄中の3校があり、学校も隣接していませんので、どのような形の学校運営協議会を設置すれば、地域と共にある学校への転換を図ることができるか検討しているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（2番 谷口 勝君） 子供は宝とよく言われます。皆さんそうだなと思う共通の認識です。共通の認識でありますから、学校運営協議会の活動目的を理解していただければ多くの協力者はいると思います。国富町の子供たちは皆で育て、子供たちそれぞれが夢を描き、それが実現するように応援したいものです。

冒頭でも言いましたが、今の子育ては大変だと思います。協力者のいることで安心したり軽減したりするのではないかと考えます。新たにこの町に住む人にとっても、また、現在暮らしている人たちにとっても、国富町は住みやすいと思ってもらわなければなりません。限りある予算の中、まちづくりを住民の協力や参加で行うことで、住みやすい国富町になると思います。

学校運営協議会のこれからの活動については、関係者だけでなく、住民の協力をいただき達成できることです。地域と共にある学校を目指して設置の目的やどんなことを行いたいのか、よく理解してもらう必要があります。

学校運営協議会の活動の広がりが、ほかの様々な問題、例えば地域防災や定住対策の解決につながっていくのではないのでしょうか。地域のつながりが希薄になったとよく聞くようになりました。まだ本町はよいほうだと思いますが、今のうちに住民全体で支え合う動きを作っていくことが重要なことになってきました。様々な問題は多くの町民の協力をいただくことで、一つずつ解決するのではないかと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊 静男君） これで、谷口勝君の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（渡邊 静男君） ここで暫時休憩といたします。申し訳ありません。休憩時間が長くなりますが、都合によりまして、次の開会を1時5分といたします。よろしくお願いいたします。

午前11時26分休憩

.....

午後1時05分再開

○議長（渡邊 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、武田幹夫君の一般質問を許します。武田幹夫君。

○議員（7番 武田 幹夫君） 皆さん、こんにちは。お疲れさまでございます。飯盛地区の武田幹夫です。今回もどうぞよろしくお願いをいたします。足元の悪い中、傍聴席にはいつも多くの方においでいただきまして誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、質問に入りたいと思います。その前に町長、長い間、町政発展のためにご尽力いただきまして誠にありがとうございました。副町長2期、町長2期の約16年間、問題が山積みで1日たりとも気の休まる日がなかったのではないかとお察しいたします。町長の残された功績を、微力ではありますが支えていけたらと思っております。まだ任期まで数か月ありますが、本当にご苦勞様でございました。ありがとうございました。

さて、今年は天候不順の日が多く、農家の方々にとっては日照不足による農作物に多大な被害が出ているとお聞きしております。収入面に大きな影響が出なければと思っております。また、消費者にとって野菜の価格高騰も心配されるところでもあります。

さて、今回は日本銀行の金融政策の話をしただけさせていただきますが、皆様方のほとんどがご自身には関係のない話だと思われかもしれませんが、今年の3月に入りまして、日本銀行が金融政策を大きく方向転換をいたしました。

まず、第一にマイナス金利を解除いたしました。それとＹＣＣと呼ばれているイールドカーブ・コントロールまで廃止をいたしました。このことが私たちの生活にどういう影響があるかと思われる方が多いと思いますが、日本全国、津々浦々まで影響をいたします。

まず、日本銀行のマイナス金利解除により住宅ローンの金利上昇が懸念されます。すでに住宅ローンの固定金利は利上げが決定をいたしました。次に変動金利も上げる条件、上がる条件が整っておりますので、あとは時間の問題で金利の利上げが考えられます。住宅ローンの７０％以上が変動金利と言われておりますので、子育て世代の負担増につながることは避けられません。

次に、借入の際の金利まで上昇をいたします。これからますます個人、中小企業、さらに国民生活まで悪影響を及ぼすことが考えられます。同時に町民生活にも悪影響をいたしますので、今以上に心配をいたします。日本銀行も地方の経済状況、国民生活など何も考えていないということが分かります。

政府が異次元の少子化対策を進める中、住宅ローンの金利上昇など、また社会保険料のアップ、さらには電気料金のアップ、再エネ賦課金のアップと追い打ちをかけて子育て世代の負担が多くなり、同時に可処分所得が減りと、異次元の少子化対策どころか異次元の増税ではないかと思っております。さらに少子化が進む気がいたしますが、本末転倒ではないかと思っております。

国内の経済状況につきましてはここまでといたしまして、質問に入りたいと思います。

まず、十日町須志田線の道路改良についてお伺いをいたします。牧場入り口から旧石材店までの区間が、一部が極端に狭くなっております。また牧場入り口はカーブが急になっており、大型車との通行も頻繁で非常に危険な状況にあります。早急な道路改良はできないかお伺いをいたします。

次に、十日町須志田線の道路沿いの雑木対策についてお伺いをいたします。牧場入り口から須志田線の雑木の撤去、モデル路線として地区の管理のもと、事業としてできないかお伺いをいたします。

次に、若者の移住定住促進事業、人口減少対策についてお伺いをいたします。今年度の働く若者定住促進事業についてですが、大幅な変更点があるようですが、主な変更点をお伺いをいたします。また、今後の事業展開についてもお伺いをいたします。

最後になりますが、本庄中学校入り口信号機の待ち時間が極端に長いというご意見が数多くあります。待ち時間の調整はできないかお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（渡邊 静男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、武田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、町道十日町須志田線の道路改良についてであります。

本路線は、十日町地区から須志田地区を結ぶ幹線道路で、交通量も多く通学路にもなっている重要な路線であります。

このため、平成30年度に用地測量設計を行い、令和元年度に町単独事業での道路改良工事を実施し、線形是正を含めた道路の拡幅を行ったところです。さらなる道路の改良ということでもありますけれども、現在、当地区においては県の深年川河川改修事業による岩下向橋の拡幅工事が今後予定されており、かなりの費用負担が生じることが予想され、財政的にも非常に厳しい状況にあります。当面は、部分的に見通しの悪い箇所を重点的に除草などを行うなど、安全性の確保に努めていきたいと考えております。

次に、町道沿いの雑木対策についてです。

町道除草や支障木の処理についての要望は年々増加傾向にあり、その対応には大変苦慮している状況です。道路ふれあい月間である8月のクリーン国富では、多くの町民により、道路の清掃だけでなく除草や支障木伐採などの道路整備を行っていただいております。また、それ以外の時期においても、花を植えたり、除草、ごみ拾いなどの清掃活動を行っている方もおられ、大変ありがたく感謝しているところです。

雑木対策については、緊急性や安全確保の観点から、やむを得ないものについては町で対策を講じておりますが、道路維持費の予算にも限りがありますので、道路愛護思想の普及啓発やボランティアでの道路愛護活動が広がっていくような対策も、今後推進していきたいと考えております。

次に、若者の移住定住促進事業と人口減少対策についてであります。

まず、平成30年度から実施している、働く若者定住促進奨励金交付事業は町外からの移住者を対象とし、住宅取得の場合が3年間で最大100万円、アパートなどの家賃支援の場合は3年間で15万円を支給するもので、移住促進事業として本町の社会動態の推移に大きな成果を挙げております。

令和6年度からの変更点については、町外に若者を流出させない定住に重点を置き、町内外を問わず住宅を取得する若者を対象として最大30万円を単年度で交付する内容に見直しを行いました。また、アパートなどの家賃支援については転出などにより定住につながらない状況もありましたので、事業効果等を踏まえて令和6年度からは対象外としたところです。

今後の事業展開については、まずは新たな支援内容を継続しながら、おおむね3年をめぐりに事業効果などを見極め、引き続き移住定住による人口減少対策を推進していきたいと考えております。さらに、社会問題にもなっている空き家、空き地対策としての利活用という観点からも、若者の移住定住促進事業と結びつけることができないか研究していきたいと思っております。

次に、信号機の設定変更についてであります。

当該箇所は町道と県道が交わる交差点で交通量格差が大きいため、半感应式信号機が設置されています。信号機を管理する高岡警察署によりますと、本庄高台では幹線道路である県道の円滑な交通を確保するため、本庄中学校入口から六日町交差点間は全ての信号機が連動しているとのこと。連動している信号機のサイクルは、刻一刻と変わる交通の流れにより、最も効率の良い間隔に制御されているため、基本的には1箇所だけの信号機のサイクルを調整することは難しいとの回答でありました。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員、質問を続けてください。武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 町長、ありがとうございました。

まず、十日町須志田線の道路改良についてお伺いをしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。この道路は、今、町長が冒頭言われました令和元年になりますか、道路改良をしていただきまして、大字須志田地区の方々はもちろん、利用者の方々から大変喜ばれております。本当にありがとうございました。今回の質問に当たりましては予算の関係もあると承知をしておりますが、何回かこの現場を確認するうちに、2箇所の部分的な改良でも良いのではというふうに思ったところであります。

まず、牧場入口の前ですが、中央線がないために大型車との離合の際に何度も地元の方々が危険な目に遭っておられます。地元からの要望もあり今回の質問に至ったわけですが、まず現場を確認するうちに、なぜこのガードレールがあるのかと疑問に思ったところです。まずは確認をしたいと思いますが、ガードレールが必要なのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊 静男君） 木下都市建設課長。

○都市建設課長（木下 輝彦君） ご質問の場所のガードレールが設置された当時は、道路路肩に高低差があり危険であったために設置されたものと考えられます。そしてその後に民地側に道路と同じ高さに盛土がなされまして、ガードレールがそのまま残ったものと思われます。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） そういうことであれば、現在は段差もなく、その裏側が畑になっております。ですから私も早く気づけばよかったんですけど、最近、現場を確認してみますと、ガードレールを外せばかなりの道路幅がとれるんです。どれくらいかといいますと約80cm前後くらいはとれますからガードレールを取ることによって、道路幅がとれるというふうに思っております。この部分はそのようなことで解決するのではないかと思ったところですが、お伺いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（木下 輝彦君） ただいまご質問のありました場所につきまして現地調査を行い、支障があればガードレールの撤去等を検討したいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） ありがとうございます。ぜひそのような対策をとっていただければ、現場の道路もかなり安全な道路になるのではないかなというふうに思っております。

次に、もう一か所が旧石材店側になりますが、極端に道路幅が狭くなっているところがあります。草払いもしていただいて土砂もちょっと溜まっているような気がいたしますが、ここもこの部分的にどうかなと思いますが、その部分が境界が道路側に出ておりまして、それと電柱の支柱までもある状況にあります。そういうような状況であります対策ができないかなと思っておりますが、お伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（木下 輝彦君） ご質問のように、まずは道路脇の堆積した土砂の撤去や除草などによりまして改善ができないか検討したいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） ぜひ、そのような検討をお願いをいたしたいと思います。この道路拡張につきましては、以上で終わりたいと思います。

続きまして、午前中にもありました雑木対策についてお伺いをさせていただきたいと思います。数年前にも質問しておりますが、私が今回質問したいのは、このモデル路線として試験的に事業化してはどうかということを思っております。現在の状況は、雑木の影響で上空が見えにくいところもできている状況にあります。路線の支障木の管理を地区にお願いをいたしまして、もちろん地権者の同意も必要となりますが、年間の維持管理費を地区に支払っていただいて、このモデル路線として管理をしてはと思いますが、そこら辺をお伺いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（木下 輝彦君） 町長の答弁にもありましたとおり、道路維持予算には限りがございますので、まずは地元ボランティア活動が広がっていくような対策などを推進していきたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） ぜひ、このモデル路線として検討をしていただきたいというふうに思っております。それから私もずっと時々八代方面に上がるんですが、八代中学校に上がる

永田から川上線、あそこも左右が相当な雑木で年にやっぱり2回ほど切らないとどうしようもならないような路線になっておると。それから森永から永田に抜ける竹田、森永あたり、あそこら辺も今通っていただければ分かりますが相当な雑木になっております。やはり年間に、私はこの20万円ぐらいでできると思うんです、一路線が。ですから5、6路線を使っていただいても、約100万円前後ぐらいの予算でできるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次に移住定住促進事業について伺いをしていきます。移住定住促進事業について、それとまた人口減少についても伺いをしていきますが、今回特に移住定住の少ない地区集落への新事業についても伺いをしていきたいと思います。この定住促進事業があることによって、移住定住を迷っている方々にとっては後押しをする事業であり、また大きな成果につながっていると思います。これからもぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

しかし、支援事業が必要なところにはあまり届いていないような気もいたします。私が5年ぐらい前から何回か質問しております、町内から町内の移住定住も今年度から事業の対象にさせていただいたということで、大いに期待をするところであります。

この質問は町長にできればお願いをしたいと思いますが、まず4月でしたか、新聞マスコミ報道で宮崎県内9市町村が消滅の可能性があるの報道がありました。これは国立社会保障人口問題研究所の推計をもとに40年時点の減少率を試算してのことですが、対象の市町村が串間市、えびの市、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、本町の国富町の旧市町村が消滅の可能性があるとの報道されました。私は大変なショックを受けたところでありますが、町長は私以上にショックを受けられたというふうに思っております。そこで本町は本当に消滅の可能性があるのか、伺いをいたしたいと思います。お願いします。

○議長（渡邊 静男君） 町長。

○町長（中別府尚文君） ご質問の内容は、4月25日に新聞報道されたこの記事のことだろうと。このことにつきましては全国の町村会、これも発表がありましてからすぐに行動を起こしたところで、全国町村会は我々町村関係者は極めて遺憾に思っているというコメントをすぐに発表いたしました。そして、続いてでありますけど、先月末であります、総務大臣に対して緊急要望として要請活動を行ったところであります。その内容でありますけれども、私どもに入ってきた情報では、その中身につきましては地方の人口減少の大きな要因である東京一極集中、それから少子化、これについては一地方自治体で解決できる問題ではない。国が抜本的な取組を講じていくべきであるというのが1つ。それから大きな2つ目として、国土保全、それから食料供給について地方の果たす役割は極めて重要であり、消滅などという言葉は使うべきではない。はっきりとそういう内容で要請活動を総務大臣に対してしたところであります。

私どもも発表がありましてから、早速その内容とそれから根拠について担当課に調査を依頼をしたところでもありますけれども、残念ながら根拠については発表されている中身からは私ども知ることができませんでした。しかしレポートによりますと、本町の位置づけというのは、消滅可能性自治体には変わりはないが、若年女性人口の減少率が改善している、そういう自治体という位置づけでありました。そこで私どもも知り得る独自の調査と分析を行ったところでもありますけれども、確かに本町の過去の人口の推移、これを20歳から39歳まで5歳刻みにして、平成26年、令和元年、それから令和6年、この点で折ってみますと人口減少をしているわけです。確かに人口減ってきております。

しかし見方を少し変えまして、それを線で見たときにどうなるのかということで、例えばでありますけど、平成26年に20歳から24歳までのこの5歳の人口の数、これが5年後にどうなっているかというのを20歳から39歳まで男女別に全部、階層別に調査をしてみました。そうしたところ、平成26年の20歳から24歳の女性を基準にしてみますと、5年後の令和元年では25歳から29歳になるわけですがそれでも減少をしておりました。その5年後、今度は令和6年でありますけれども、今度は30歳から34歳になります。そこを見てみますと、今度は人口は増加に転じております。さらに25歳から29歳の女性を今度は基準にしてみました。5年後、30歳から34歳、さらにその5年後、35歳から39歳、いずれも増加となっております。同様の推移を30歳以上まで全部調べてみましたところ、推移を見ますと、30歳以上の若年女性数は大体増加に転じておりまして、その後はほぼ横ばいの状況で推移をしておる実態が見えてまいりました。

男性で見てみますと、全ての階層で増加です。同様の現象が、本町で生まれた子供が小学校に入学するタイミングでも同様の傾向が見られておりまして、入学者数が出生者数を上回って入学している。生まれた時の数よりも入学する頃には人口が増えている、子供の数が。そういう現象が見られました。さらに昨年1年間、令和5年度でありますけれども、令和5年度1年間4月から3月までの社会動態だけで見た国富町の人口。これ見てみますと、転入超過。若干でありますけれども転入超過で、社会動態だけで見ると人口減っていないという現象が見られました。

こういうことを総合的に見た時に、10年前、日本創生会議、いわゆる増田レポートというやつ。あれが同様の消滅自治体が発生するというような発表をいたしましたけれども、この時に東京大学の大森彌という先生が即反論をされました。これは根拠を持って反論されたわけであります。全国の地方自治体は決してなくならない、こういう発表をされました。ここで私の個人的な考えを議場でありますので申し上げることは差し控えたいと思いますが、私もこの大森先生の考え方に賛同する一人だということを申し上げて、お答えに代えさせていただきたいと思います。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 町長、本当にありがとうございました。私も何人かの方々に、武田さん、国富町はなくなるとねということで、何人か聞かれて、いやどうでしょうか、私はそういうふうに思ってますけどというような回答をしたところでありました。本当にありがとうございました。

それでは、次の質問にいきたいと思います。マスコミ報道もありまして、本町への移住定住に影響がなければというふうに思っております。それでは関係課に横断的に質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、教育総務課に確認をいたしますが、何度かお聞きしております。森永小学校の全校生徒の現状と今後の推移を改めてお伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 三好教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） 森永小学校の児童数は、令和6年6月1日現在93名となっております。5年後の令和11年度では、令和6年6月1日現在、住民基本台帳に登録されている児童数からの推計で、転入転出等を見込まない場合で59名となり、現在と比較しますと34名減少すると推測されます。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 私が数年前に聞いておりました数字よりかなり減ってくる状況にあります。非常に厳しい状況になるということでもあります。

続けて教育総務課にお聞きいたしますが、森永小学校の統廃合などの協議は行っているのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） 森永小学校での統廃合などについての協議は行っておりませんが、昨年11月に開催された令和5年度国富町総合教育会議におきまして、小中一環教育をテーマとして協議が行われました。会議の中で教育委員から少子化により学級規模が小さくなることで、個に応じた指導がやりやすくなる反面、集団での活動や学校行事などの活性が低下するのではないかといった意見や、町内全ての学校において子供にとってよりよい学習環境を検討していく必要があるなどの意見が寄せられたところです。教育委員会としては広く様々な意見を伺いながら、子供たちにとってどのような学びの場がふさわしいのか、研究を深めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（７番 武田 幹夫君） ありがとうございます。森永小学校の統廃合は考えていないということで安心をいたしました、５年後、全校生徒が５９人になるということで、減少率から言いますと約３５％前後ぐらい減少すると思っております。ちょっと正確にはありませんが、町民生活課にもう一点だけお聞きしたいことがございますが、それは町内の６２地区集落のゼロ歳から６歳までの子供の人数の状況をお聞きしたいと思っております。私が人口減少・少子化対策の質問をするときに参考にしております、ゼロ歳から６歳までの子供の人数の以下の地区集落が何地区ぐらいあるのか、また出生数もお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 菊池町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） ゼロ歳から６歳までの子供が１０人以下の地区ですけれども、今年の６月１日現在で３９地区となっております。また、出生数につきましては、過去５年において令和元年が１１５人、令和２年度が９０人、３年度が１０６人、４年度が１０５人、５年度が９１人となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（７番 武田 幹夫君） それでまとめますと、森永小学校の５年後の全校生徒が５９人ということであります。それからまた地区集落のゼロ歳から６歳までの子供が、１０人以下の集落が３９地区集落あるということであります。私はこういう状況は大変な問題だと思っております。今回私が質問に至った経緯の一つでもあります。

集落の現状も確認していきたいと思います。住民基本台帳をもとに、ゼロ歳から６歳までの子供の人数を地区ごと、集落ごとに集計してみました。本庄校区はゼロ歳から６歳までの子供が４１９人になりました。木脇校区は２４０人います。それで本庄校区、木脇校区は現在の状況が維持できればというふうに思っております。それから森永校区です。森永校区は全体で６８人です、ゼロ歳から６歳までの子どもがです。森永、竹田以外はゼロ歳から６歳までの子供が４地区になりますが、向高、須志田東西、飯盛、４地区合わせて１４名しかおりません。

次に八代地区に行きます。八代地区の状況ですが、八代地区は２６の地区集落に分かれております。今回の調査で、緒方議員の川上地区がトップで１４名に増えました。それから萩原地区が１３名に増えております。あとの地区集落は、ゼロ歳から６歳までの子供が１４人以下という結果になっております。参考までに、ゼロ歳から６歳までの合計が八代地区は１１３人です。これを２６地区集落で平均いたしますと、４．３４人になるかと思いますが、４．３４人です。この数字からも若い子育ての世代が減少していること、また同時に後継者も減少していることだと思っております。

様々なことが考えられますが、このようなこと一つ一つの問題解決こそが、消滅の可能性のな

い国富町づくりになるのではと思っております。このような現状を踏まえて、続けて質問をしていきたいと思えます。

それでは次に、移住定住促進事業についてでございますが、現在までの実績、今回は西部地区と八代地区の実績をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 山下企画政策課長。

○企画政策課長（山下 玲君） 働く若者定住促進奨励金の、事業を開始しました平成30年度から令和5年度までの実績について、地区別では本庄地区が111件で323人、木脇地区では41件の129人、武田議員ご質問の八代地区が15件で52人、本庄地区のうち森永小学校区となります西部地区の実績につきましては、14件の41人となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） この実績は、私が何回か質問しておりますから分かりますが、平成30年からの事業だと思います。平成30年からですから、もう6年ですか、6年間で森永地区が14件、八代地区が15件ということになります。このような西部地区、八代地区の移住定住が実績が少ないような気がいたしますが、少ないんですが、移住定住の少ない原因は課長はどう思われますか。ぜひお答えください。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下 玲君） なかなか一概に言えることではないのかもしれませんが、一般的には生活の利便性ではないかなと思っております。若い子育て世帯では学校や保育園、病院などが近隣にあるか、またスーパーやコンビニなどの商業施設との距離や職場への通勤など、交通の利便性も要因ではないかと考えられます。さらに地域特有の近所付き合いや慣習など、そういうちょっと煩わしさのイメージを持たれているというところも、もしかしたらあるのかもしれないなと感じているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 私は課長が変わるときに毎回お聞きしております。もう本当にそのとおりなんです。移住したくない条件が整っているんです。移住したくない条件が整っている上に、やっぱりそういう課長も言われた区との付き合いの煩わしさというのがあって、なかなかこの集落には移住定住が少ないんです。ですから私は、この事業は移住条件の良いところ、悪いところに移住しても一律の奨励金ですが、この事業を続けるのであれば、私はこの地区とか集落によって奨励金に、差があっても良いのではと以前から思っておりました。

例えば本庄高台を例に挙げますが、宮崎市内に行く県道沿いは不動産業者、建築業者が土地を

購入して建売など営利目的でありますので、業者は町の奨励金事業はあんまりあてにしていなくて、一つ営業戦略としては使えるかもしれませんが、それから移住者の方も奨励金をもらう時に、ああ、こういう事業があったのかと、後でラッキーだったぐらいにしか思っていないと私は思っております。ですから本庄高台から市内に向かっての県道沿いは、奨励金は本当に気持ち程度でもよいのではないかというふうに思っております。

しかし、移住定住が伸び悩みの地区集落には現状の奨励金では少ないような気がいたしますので、定住促進にはつながりにくいのではないかというふうに思っております。予算の関係もありますが奨励金を手厚くするのか、また新たな事業名で移住定住事業を行ってはと思いますが、そのあたりはどうお考えなのか伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下 玲君） 今回の6年度からの事業の見直し、町内の転居をもって対象にしましたことから、西部地区や八代地区も含めた町全地域に対する定住への取組ということにもなりますので、町長答弁にもありましてとおり、おおむね3年をめどに事業を継続して、その実績や効果を検証していきたいと思っております。

また、担当課としましても、自治体内の都市部と中山間地域で支援策に濃淡をつけて実施する他自治体の移住定住事業も把握しておりますので、その自治体の実績や効果を参考にしながら、本町においても効果的な移住定住の方策になるのか、今年度からの本町の実績と照らしながら、研究のほうをしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） ぜひ、そういう取組みもよろしく考えていただきたいというふうに思っております。

私は新事業を考えたらというふうに思っております。39の地区集落には、限られた方しか移住定住しない前提の事業ですが、例えばですが、生まれ育った方々を地元に戻す事業として、ふるさとUターン事業、ふるさとUターン促進事業とか、ふるさとUターン支援事業とか、またネーミングも変えて事業を考えたらと思っております。

参考までにですが、新事業の対象をこの地区ごとにするのか、また集落を対象にするのか、また今後の議論が必要なところでもあります。私は、この集落の移住定住促進事業を進めることによって、今後避けては通れない空き家対策事業も同時に進められるのではないかなというふうに思っております。地元で生まれ育った方々が結婚を機に地元に戻る効果として何の違和感もなく移住定住できるんです。それから両親が住んでいた家が空き家になった場合は、その空き家の管理までしてもらえる。また、農地があれば農地の管理など、自然と土地の管理などもしなければ

ならない状況になると思うんです。

しかし、このような事業を進めるためには担当課だけでは無理があると思いますので、地区集落の協力、地元の不動産業者、建築業者など協力をいただければ、担当課の企画力、また業者の営業力がマッチングすればかなり改善するのではないかなと思っております。人口が増えた集落は対象から外していくとか、そういうふうにやっていけたらというのはと思いますが、このような新事業の提案をさせていただきますが、答弁があればお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下 玲君） 先ほどの答弁のとおり、今回の事業実績とかそういったところで効果のほうを検証していきたいと考えておりますので、武田議員のご提案は移住定住対策の担当課としましても大変参考になりますので、空き家の利活用や空き地対策も含めました今後の取組の中でも参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） そういうふうに言われるとありがとうございますとしか言いようがない、本当にありがとうございます。

昨年までこの事業が、3年間で最高100万円の奨励金でありました。今年度は奨励金は住宅取得が10万円、子供1人に5万円ということで、最高で30万円の奨励金が単年度だったと思いますが、大きく変更になった経緯をお伺いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下 玲君） 今回は、事業検討の際に奨励金受給者へのアンケートを行いました。その回答におきまして、奨励金が移住の決め手になった案件数や住宅建築の町外事業者の割合が多い点、さらにこれまでの議会での議論における町内定住への要望や、アパートなどの家賃支援後の定着状況を踏まえまして、まずは町内全域における定住を促進する事業への転換を図ったところでございます。

また、年間の建築等数や民間住宅地の開発案件を考慮しまして、これまで実施してきました奨励金の事業予算を維持する内容で事業化したというところが経緯になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 最後になりますが、若者夫婦が入居しやすいように、また移住定住を促進する上で、森永住宅の改修もやってもいい時期ではないかなというふうに私は考えております。森永住宅は4階建ては平成9年に建設されておるようでございます。はや27年が経過しておりまして、外壁が水垢などで汚くなっております。若者夫婦が入居しやすいように、森

永住宅の改修も必要な時期ではないかと思いますが、内外装を含め事業計画があるのかお伺いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 境田財政課長。

○財政課長（境田 伸一君） 森永団地につきましては、令和２年度策定の公営住宅等長寿命化計画で長寿命化に向けた外壁改修等の計画をしております。今後、予算や他団地との調整を図りながら、適正な時期の実施に向けた検討を行ってまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（７番 武田 幹夫君） まとめになります。森永小学校の全校生徒がもう５年後に推計ですが５９名になるということ、それから先ほど町民生活課の調査で６２地区集落の中で３９地区が、ゼロ歳から６歳までの子供が３９地区あるということです。こういうのを踏まえて、できればこれを行政の力でしか解決ができないと思うんです。できればお願いをいたしたいと思っています。この移住定住、人口減少につきましては、以上で終わります。

次にいきますが、次は本庄中学校の信号の待ち時間の設定変更についてお伺いをいたします。

本庄中学校から中学校側から県道に出る際、信号の待ち時間が長いというご意見が数多くあります。私も何度かこの信号を利用しますので、待ち時間が長いのがよく分かります。ちなみに時間は長い時で１分３０秒から１分５０秒ぐらい待ちます。それぐらいの待ち時間があるようです。でも冒頭、町長の答弁もありましたとおり、その信号から六日町の信号まで連携しているということですので、設定変更が行えても微調整ぐらいかなというふうに思っておりますが、そこら辺も含めてお願いをしたいと思いますが、それではまずは基本的なことを聞いていきたいと思っています。

半感应式信号機は、基本的なことですがどのようなものなのか改めてお伺いをいたします。それから信号待ちの時間が一定でない理由も関連があると思いますので、お伺いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本 透君） まず半感应式信号についてでありますけれども、これは交差点に交わる道路の一方のみが感应式となっておるものです。交差点で交わる道路の交通量の差が大きい場合、少ない道路から多い道路に出る側のみを車両を感知するセンサーが働くような仕組みになっております。なので本線の交通量が多い場合、交通量の多い本線のほうを優先いたしますので、本線の交通量が多い場合など待ち時間が長くなる傾向があります。

それからの待ち時間が一定でない理由なんですけれども、今申しました半感应式信号であることのほか、連動した信号機であるということです。交通量の多い道路側が信号機がついている場合に、これが連続で赤信号灯になりますとかなり渋滞を引き起こしますので、円滑な通行が大き

く妨げられるのを防ぐためにそういうふうになっております。その影響などによって、交差する側の道路が本来の信号切替えタイミングではなくなりまして、必要以上に赤信号がなくなる場合がありますので、それも一つの理由であります。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） これ信号機の設定時間の変更の要望などは、高岡警察署でよろしいのでしょうか。また要望して変更を変えられた実績などあるのか、そこら辺をお伺いしますが。

○議長（渡邊 静男君） 総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 議員おっしゃられたとおり、高岡署の交通規制担当が受付をしております。区長さんなど地域の代表者などからの要望が一般的なんですけれども、基本誰でも要望ができます。要望箇所につきましては高岡署が一度現地を調査しまして、必要に応じて県警本部のほうに再度要望が上げられるということになっております。また警察署に行けない方につきましては、信号機標識の目安箱というものが役場のロビー、血圧計の隣に備え付けられておりますので、そちらを利用することも可能であります。

変更した実績ですけれども、これまでも右折がしにくい信号がありまして、そこに矢印の信号を付け足してほしい。また、歩行者用信号の渡る時間を長めにしてほしいなどの要望があったとことで、対応をしたケースがあるようです。今回のお尋ねの本庄中入口の信号機につきましては、今回町からも現地調査を正式にお願いをしたところであります。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 私は最近またあそこ用事がなくても通ってみて、信号がどのように変わるか確認しておりますが、最近1分ぐらいでなんか変わる時のほうが多くなったような気がするんですけど、やはり課長がこの高岡署に行っていたいただいた経緯があるのかなと思ったところです。本当にやっぱり1分50秒となったら、相当もう40秒ぐらいから皆さん、右見たり左見たりされて、限界がやっぱり1分前後ではないかなというふうに思っております。本当にありがとうございます。これで地元の方々にも説明ができますので、本当にありがとうございました。

以上で、私の全部の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊 静男君） これで、武田幹夫君の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（渡邊 静男君） ここで暫時休憩といたします。次の開会を14時10分といたします。

午後 1 時56分休憩

.....

午後 2 時09分再開

○議長（渡邊 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

本日最後となります。飯干富生君の一般質問を許します。飯干富生君。

○議員（11番 飯干 富生君） お疲れさまです。日本共産党の飯干富生でございます。本日お忙し中に、また雨の降る中に、こうして議会の傍聴においでいただきまして誠にありがとうございます。

私は今回の質問は、今の通常国会で成立されたばかりの法律など、また直接私たちの生活に影響を及ぼすことについて質問を行いますので、よろしくお願いをいたします。

今年も梅雨の時期となりまして、また併せて既に国内のいたるところで早くも30度を超える猛暑期が発生するようになりました。2023年7月、世界平均気温が観測史上最高記録を大幅に更新したことで、国連のアントニオ・グレーテス事務総長は、もはや地球温暖化ではなく地球沸騰化という表現を用いて警鐘を鳴らしました。地球沸騰化は実際に何かが沸騰するわけではありませんが、それほど熱い地球がこれからも続くのではないかという警告であります。グレーテス事務総長の独特な表現でありまして、この猛暑による災害の大規模化も起こっています。大水害や、あるいはカナダあたりでの山火事の大量発生などで、ますます森林面積は減る一方でありまして、砂漠化がどんどん進んでいる状況もございます。また、中南米、南アメリカでは森林資源を作って牧草地に変えるなどの対応で、さらにその後が雨量の関係で雨の量も減っております。本当に地球規模で大きな異常気象が発生するのは当たり前ではないでしょうか。私たちは今こそこの地球沸騰化を考える上で、真剣に考える必要があります。

この沸騰化の現象は世界各地で見られています。日本でも2023年の真夏日と猛暑日の日数が過去最多を記録し、熱中症による緊急搬送人数が前年から急激に増加し、また死亡者も多発しています。香港では140年前に観測を始めて以来、最大雨量を記録する豪雨が発生、ギリシャやアメリカ、ハワイ州、マウイ等で生じた山火事は、現地に深刻な影響を与えています。このような事態はSDGsの目標第13番目、気候変動に具体的な対策にも影響を及ぼすことから、気候変動対策に向けた各国の行動をさらに加速される必要があります。

日本でも、カーボンニュートラル等の取組が強化されつつありますが、真夏の暑さ対策、熱中症対策の予防としてはエアコンを使うことが主になっております。この目の前の危険回避と地球規模の危険回避の間に、ジレンマが生じているのが現状であります。今、私たちは次世代につけを回すことなく、自分ごととして少しでも自然環境を守っていくという立場で責任を果たしていくことが求められていると思います。

さて、国内では通常国会も最終盤になっておりますが、自民党の裏金問題が国民の批判にさらされ、政権与党側の政治資金規正法改正案が衆議院を通過し、参議院で審議中ですが、企業団体献金、政治資金パーティーはほぼそのままの形で温存され、また逆に政策活動費は解約されようとしていることが明らかになっています。今のザル法と言われる政治資金規正法が、ザルの目が多少変わるぐらいの改正、改悪であります。私たちは常に、政治資金規正法はまず第一に企業団体献金の禁止、政治資金パーティーを中止する、その上で政党助成金をもらうという本来の姿に立ち返るべきだと訴えております。お金に汚い人が議員になれるようではダメであります。清廉潔白の人たちを選ぶ、そういう国民がいなければなりません、いろいろな言い訳をしてならなくてもいい人が国会に送られていることに腹が立ちます。

さて、時事通信社が6月7日、8日に実施した世論調査の結果、岸田文雄内閣の支持率は16.4%であり、前月から2.3ポイント下落しまして、2012年12月の自民党の政権復帰以降最低を更新しました。また、政権浮揚への期待がかかる定額減税の物価高への効果についても65.3%の方が効果はないと言っています。岸田首相の自民党総裁任期切れを9月末に控え、政権の身体化が進んでいるとしています。

歪み切った自民党の本質を根本的に変えるには、党を解散するしか道は残されていないと思います。その点で、この6月20日から行われます東京都知事選挙、7月7日に投票されますけれども、この選挙結果に大いに注目されて政権交代につながることを期待しています。

それでは通告順に質問に入らせていただきます。

まず最初に、定額減税実施の対応について伺います。岸田首相が打ち出した定額減税が6月1日から所得税と住民税を合わせて1人4万円を本来の納税額から差し引くことになっています。これを実行するためには特に住民税について煩雑な事務処理が必要になると思いますが、本町の対策を伺います。

2番目に、地方自治法改正案について伺います。政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、地方自治体に支持できる指示権の枠組みを新たに導入する地方自治法改正案が衆議院を通過し、参議院で審議中であります。この法律が施行されれば、憲法で保障された地方自治、住民自治が根底から壊されることになりかねないと思われませんが、町長の見解を伺います。

次に、国が進める農業政策の問題点について2点伺います。改定食料・農業・農村基本法が成立しましたが、この中で食料自給率の目標が食料安全保障の確保に関する事項に書き換えられ、最重要課題である食料自給率の向上が抜け落ちております。国内の食料生産基盤を強化し、輸入品に依存しない政策を進めるべきですが、本町の対応について伺います。

2つ目に、食料供給困難事態対策法が6月14日金曜日、参議院で自民、公明、維新の会の賛成多数で可決されました。米や小麦などが大幅に不足する場合、政府は農家や販売者らに対し、

生産傾向の作成や提出を指示でき、従わない場合は罰金を課すもので、罪のない農業生産者に対しては誠に許し難いものであります。この強権的な国の農業政策に対してどのように対処しているのかを伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（渡邊 静男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、飯干議員のご質問にお答えいたします。

まず、定額減税の対応についてです。

定額減税は、要件に該当する納税義務者本人及び控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき令和6年分の所得税を3万円、令和6年度分の個人住民税所得割を1万円、合わせて最大4万円の減税を行うものであります。また、減税しきれない額がある場合には、その後に調整給付として給付金を支給することになっています。

町の事務について、まず、定額減税については、減税後の税額を記載した個人住民税の通知になりますが、既に当初通知の発送を完了しております。また、調整給付については、今後システム改修後に給付申請書等の案内文書の発送及び申請の受付を行い、年内のできるだけ早い時期に支給を開始したいと考えています。

ご質問の事務の煩雑さについては、住民税の定額減税が令和5年分の税の申告を基礎とすることに対して、所得税の定額減税が令和6年分の所得税を基礎とする点、また、調整給付の最終確定が年明けの所得税確定申告等のデータ入手後になる点など、税と給付が複雑に関係していること、そして事務処理が長期間に及ぶことなどが考えられ、職員の事務負担を心配しているところであります。

本町の今後の対応としましては、問合せに対する迅速な回答やスムーズな支給を行うために、定額減税及び調整給付の事務を一体的に税務課で担当させることとしております。

次に、地方自治法改正案についてであります。

改正案は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合に、地方公共団体が国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため、国が適切な手続を経て必要な指示を行うことを柱としています。改正後の運用につきましては、大規模な災害や感染症の大流行など自治体だけでは対応できない非常事態が起こった場合、国の責任で具体的な対応策を示し、自治体に指示することを想定しております。

しかし、この規定をめぐっては国の権限が強まり、指示権の拡大解釈や乱用につながるのではないかと懸念する声も上がっているようです。このことに対して、国は指示権を行使する際、国民の安全に重大な影響がある場合、生命等の保護に特に必要な場合、個別法が想定しない事態が発生した場合、行使は必要最低限といった4つの要件に加え、国会への報告や自治体との事前協

議を行い、適切に運用していくと説明しています。いずれにいたしましても、町としては現在、国会で審議中でありますので、動向を見守りたいと思っております。

次に、改正基本法成立に伴う町の対応についてであります。

農政の憲法とされる食料農業農村基本法が、先の制定から２５年を経て初めて改正され、６月５日に交付施行されました。今回の改正では、国内外の食料をめぐるリスクの高まりを踏まえて、食料安全保障の確保、環境と調和の取れた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興が基本理念として掲げられ、改正に向けた過程で、生産資材費や人件費などの価格高騰に注目が集まったことから、生産コストの農産物価格への転化を目指す規定が盛り込まれたところです。

また、従前の法律では、食料自給率の向上を基本方針に据え目標値を設定したものの、農家数や農地面積の減少に伴い供給力が高まらなかった実情から、改正法では食料自給率だけに捉われず、食料安全保障で重要な複数の目標を新たに定めることとしています。今回の改正を受けて、今後、基本計画が策定され、具体的な施策が展開されていくこととなりますことから、その動向を注視しつつ、町としましては食料供給基地としての役割を果たすためにも、農業を基幹産業として位置づけた施策を維持しながら、農産物の生産振興や農業生産基盤の強化に努め、農業の町を推進してまいりたいと考えております。

次に、食料供給困難事態対策法への対処についてであります。

凶作や有事で食料危機に陥ったとき、農家や事業者に食料増産を指示できる食料供給困難事態対策法が６月１４日に可決成立しました。同本案では、あらかじめ重要だと位置づける米、麦、大豆などの特定食料や肥料、飼料などの特定資材の供給が大幅に減少し、国民生活に影響が出る食料供給困難事態になった場合に、出荷販売業者や輸入業者、農家に対して国が計画的な出荷調整や輸入拡大、農産物の増産などの計画の届出を指示することができると規定されております。

また、これらの要請に応じる事業者に対し、必要な場合は国の財政上の措置を講じる一方、届出の提出に実効性を持たせるため罰則規定を設けています。同本案をめぐっては食料危機の未然防止に向け、平時から国内生産を増やし、食料自給率の向上に努めることや、国民の食料を確保する上で稲作が重要な役割を持つことから、水田機能を維持すること、小規模家族経営農家への配慮などを付帯決議として求めています。町としましてはこうした状況を踏まえ、同本案の適切な運用を注視しつつ、今後とも農業生産の効率性を深め、生産基盤を強化する施策を行っていくことが大事であると考えますので、引き続き、農家が安心して生産に取り組める環境づくりを進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員、質問を続けてください。

○議員（１１番 飯干 富生君） ありがとうございました。

それではまず、定額減税についてご質問させていただきます。1人4万円の減税について、所得の種別によっての実施方法が違うと思いますが、その点についてご説明ください。

○議長（渡邊 静男君） 津留税務課長。

○税務課長（津留 慎義君） それではお答えします。

住民税の定額減税の実施方法について、所得区分に応じてその実施の内容が違っております。具体的に説明させていただきたい思います。

まず1つ目に、給与所得に関する実施の方法です。給与の場合は特別徴収の場合になりますけれども、これにつきましては、今月、令和6年6月分については徴収せずに、定額減税後の年税額を来月の令和6年7月分から来年の令和7年5月分の11か月でならした税額を徴収するという形になっております。

次に、事業所得などについてですけれども、事業所得などにかかる普通徴収の場合について、定額減税前の年税額を基に算出しました第1期分、これは令和6年6月分になりますけれども、この分の税額から控除しまして、この第1期分から控除しきれない場合については第2期分の令和6年8月分以降の税額から順次控除し、徴収するという形になっております。

次に、公的年金の所得にかかる特別徴収の場合になりますけれども、これは定額減税前の年税額を基に算出しました令和6年10月分の特別徴収税額から控除しまして、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除し、徴収するという形になっております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（11番 飯干 富生君） ありがとうございます。今お聞きのように、所得別によって徴収の仕方が全く違う。これに対応していかなければならない。僅か1万円を減税するのは11回とか来年の5月までとか、国民が期待するはずがない。

それはいいとしまして、次に、この国富町では住民税の減税世帯、非課税世帯というところの把握はどうなっていますか。

○議長（渡邊 静男君） 税務課長。

○税務課長（津留 慎義君） それではお答えします。

今回の減税の規模ですけれども、人数の方になります。定額減税対象の納税義務者の人数については、今回の当初課税の段階で7,279人となっています。なお、減税計算の対象となりました控除対象配偶者及び扶養親族の数を加えました減税の延べ人数になりますけど、これは合計で1万1,128人となっております。それと非課税です。非該当の方の人数になりますけども、当初課税における定額減税の非該当、この人数については7,427人となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（１１番 飯干 富生君） ありがとうございます。ここで、先ほど町長のお答えもありましたけれども、スケジュールとしてできるだけ早く年内にということもございましたが、具体的にどういう対応を進めていくのかを教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 税務課長。

○税務課長（津留 慎義君） お答えいたします。

減税しきれなかった方に対して、その分を調整給付で給付するという事で、年内にできる限り早い時期にとの町長の答弁にもありましたけど、具体的な内容を申し上げたいと思います。この給付のスケジュールについては、国が目安を示しておりまして、住民から自治体への申請期限は遅くとも令和６年、今年の１０月３１日までに、そして自治体における支出の決定期限は遅くとも本年１１月３０日までという形での目安が示されております。

ただ、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、システム改修後のできる限り早い時期に、本町においては支給事務を開始したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（１１番 飯干 富生君） そういうことでございますので、先ほどもちょっと答弁もございましたが、最終的に締めができるのはいつかめどがつけますか。これでおしまいですよというのは来年のいつ頃か分かりますか。

○議長（渡邊 静男君） 税務課長。

○税務課長（津留 慎義君） お答えいたします。

最終的な給付の確定についてですけども、これも町長の答弁の中にもありましたけども、年明けの所得税の確定申告等のデータの入手後になる点など、どうしても長期間にわたるというふうに考えております。その後に年内に支給した給付金の額と、確定申告等のデータを取り込んで、最終的に支給すべき調整給付の額に差がある場合、不足がある場合は、追って給付をしていくという形になりますので、そういったことでどうしても最終的に固まるまでの時間がかかるという形になると思います。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（１１番 飯干 富生君） 期間の定めができないと。これほど地方自治体の職業をいじめる政策はありません。税務課の皆さんも大変だと思いますが、本当にこういったことから期待する人はいないわけで当たり前です。一斉給付で十分だと思います。ということで、税務のほうについてはもうこれぐらいで済ませていただきまして、次に給付の問題に移りたいと思います。

税負担をされていない方たちということで先ほど出ましたけれども、ここの中で、まず給付措置について住民税非課税世帯数と住民税均等割のだけを支払う世帯というところでご答弁いただけるとうれしいです。

○議長（渡邊 静男君） 矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 一弘君） ご質問の重点支援臨時特別給付金につきましては、先ほど税務課長が答弁しましたとおり、令和5年中の所得を基に算出しました。令和6年度住民税課税状況を基にしまして、現在6年度に新たに非課税になった世帯、それから新たに住民税均等割のみの世帯になったものについて算出した結果、約452世帯を見込んでおります。これに未申告、それから転入されてきた方等を60世帯ぐらいというふうに見込みまして、現在512世帯の給付額で予算の提案をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（11番 飯干 富生君） 先ほど税務課でもシステム改修と言われていましたけれども、当然給付でございまして。今回の補正でも上がっていると思いますけれども、システム改修から給付の開始、そしてまた最終的な給付というものがいつぐらいまでかかるのかというところなんです。先ほどは減税でしたけど、給付のほうからではどのような状況になるのでしょうか、教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（矢野 一弘君） まずタイムスケジュールとしましては、今ご指摘のあったとおりシステム改修を先にやることとなりますが、現在のところこのめどを7月の中旬ぐらいをめどにシステム改修を行いまして、7月の下旬に申請書等の打ち出し、それから申請書の発送、あとホームページ等でのお知らせ等を行いたいと思っております。その後7月末ぐらいをめどに申請書の受付を開始いたしまして、8月の中旬ぐらいには給付金の振り込みを開始したいということで予定しております。

なお、申請受付の期限につきましては、現在のところ9月末ぐらいを予定しております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（11番 飯干 富生君） ありがとうございます。それで数値的なことになんですが、今度の補正予算にも計上されております、そしてまた今回の中では子育て世帯というものもございましたけれども、特別給付のこととかいうふうものについて、ちょっとこの予算書の中で確認できる部分で歳出とかあれば、もしお答えができれば人数のところがちょっと知りたいわけです。特に子育て関係とかいうのがあったと思いますので、5万円支給ですか、そういった点ではいか

がなものかなと思う。ここで聞いてもいいかどうかもありますけど、いかがでしょうか。

○議長（渡邊 静男君） 税務課長。

○税務課長（津留 慎義君） お答えいたします。

税務課で担当することになります先ほどの減税しきれない調整給付の人数の見込みになりますけども、これにつきましては当初課税の段階で3,718名で見込んでいますところでありまして、

また、年明けの追加給付で給付する人数は282名で見込んでおりまして、合計で約4,000人の見込みで予算計上しているところでありまして、

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（11番 飯干 富生君） この給付につきましては、昨年度からずっと3万円だったり5万円だったり7万円だったり、次から次にあって、今度初めてこの岸田首相の思い付きというか、そういったところで減税と。増税眼鏡というあだ名を返上したいというのが実情だろうとネット上では揶揄されております。やっぱりこういうことをしたとしても、政権の浮上にはつながってきません。そういう中で、実際今回も私たちの手元におきましては住民税の、この中にこういった説明も頂いております。定額減税についても所得税分と住民税、個人住民税の分ということで、私の同居人であります人の給与明細と一緒に、明細というか、昨年度の今年の課税通知ですね、町長名の住民税です。毎月4,400円、12回で4万8,400円から何回かに分けてしますとかいうのはすぐ終わるんだろうと思うんですが、減税は。こういったところの手間の煩わしさも、ここにも現れていると思っています。

実はこの定額減税の問題点というところで、現実的に書かれているものがありますので、ちょっと紹介します。仕組みが非常に複雑なために困っている、特に所得税関係については企業のほうが非常に大変な負担を感じているということで、評判が悪いということ。この前のテレビの説明会の中もあったけど、分かりにくいし面倒くさいというインタビューが載っておりました。一律4万円給付だけではなぜできなかったのかというのが、皆さんずっと思っておられると思います。私が思うのに、この事務所のために、実際人的な部分と予算的な部分で補強をしないといけないんじゃないかと思うんですが、そのあたり税務、福祉それぞれで、いわゆる会計年度任用職員の雇用とかをせざるを得ないんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（渡邊 静男君） 税務課長。

○税務課長（津留 慎義君） お答えいたします。

おっしゃられるとおり、この定額減税の事務、併せて調整給付の事務についてはかなり複雑な部分がありまして、私たち税務課担当課としても苦慮する部分が確かに多くあるというふうに考えております。対応も先ほど申し上げたとおり長期間にわたりますので、それについても、すぐ

に対応できるようにということではいろいろ対策を考えているところでもありますけれども、その中の一つとして、今回補正の中でも計上させていただいておりますとおり、会計年度任用職員を任用させていただいて、万全の体制を整えていきたい、そういうふうを考えているところでもあります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（11番 飯干 富生君） ありがとうございます。こういうややこしいことをしなくて、野党が言っているように当面消費税を5%にということであれば、給付給付で事務処理をするよりも直接税ですから消費税は。事務方の自治体の職員の負担はもうないんです、消費税だったら。全くないわけです。なぜこれができないかということ。こういったところで、結局減税した分は国からの交付金で賄いますよという面倒くさいことをするでしょ。本当につまらんことをするなということを皆さん知っておいてほしいと思います。こういうばかな人たちが今政権の中核におって、自分たちだけいい思いをしているということに強く抗議をいたしまして、次に移ります。

次が、いわゆる地方自治法の改正案というところでありまして、この部分につきまして、ちょっと待ってください、今度の改正案では指示権というものが加わりましたが、この指示権というものについてなぜこれが導入されたか。指示権を入れた理由、背景というものが掘めていますでしょうか。教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 過去の今回の指示権のきっかけになりましたのが、2020年2月に発生しました大型クルーズ船のコロナ集団感染。自治体の役割でありました患者の受入れ調整が難航したことが一つの例と言われております。こうしたコロナ禍の問題を根拠にしまして、首相の諮問機関であります地方制度調査会が、自治体への指示権拡大を求める答申を決定して、今回の本案として提出されております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（11番 飯干 富生君） ありがとうございます。この指示権を行使するためには、なぜこれがいけないかということの理由は分かりますか。指示権はどのように発動されるのか。ここは調べていただいたのでしょうか。

○議長（渡邊 静男君） 総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 現時点では閣議決定で指示権が発動できるということになっておると思います。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（11番 飯干 富生君） 今ありました閣議決定とはどういうものかというものを確認したいと思いますが、基本的に法律は全て国会に諮って国会の議決を受けて、何でもですけど、法律だったり条例だったり、地方議会もそうです。その議会の議決を得て発行されるものでありますけれども、閣議決定は国会をスルーするんです。国会を通さなくて、その時の内閣で決めるわけです。これが大問題なんです。今の内閣の構成を見ますと連立政権でもなんでもない自公政権、連立という名の全与党です。こういうことで、その時の総理とか中枢の方が思いついてやろうと言ったら、それができる。国会の後で報告するという。本当に国民のかやの外に置かれるということ、これが一番の問題だということであります。

したがって、先日の宮日の新聞の中でも出ましたように、この地方自治の中で、いわゆる九州の知事会で今、河野俊嗣知事が会長でございますが、記者会見された記事が載っていました。こういうことをしてもらったら困ります。地方の役割はもう全て国の下請け機関にさせられるんじゃないか。また、指示を受けてそれを執行するための、いわゆるその首長、ここでは町長、それからそれを担当する係だったり課だったり、そういう担当者の負担というのはもう測りしれないものがあるかもしれないんです。ものすごいストレスを押しつけられる、いわゆる本当にこれパワハラに近いんです。言うことを聞けですから、指示だから、聞かなかつたらダメですよでしょ。だけどやりたくないことを本当にこれはもうダメだよなと思ってもさせられるわけです。これがあなた方執行部の方たちの一番の苦労が増えることだと思うんです。こういうことを許しているようでは、日本はもはやほかの国と同じように独裁政権のなすがままと、私たちの町村議会も何ができなくなります。何のために私はここにいるのかという本質が壊されるということがあります。

こら辺を私たちはしっかり受け止めて、今度どういう形で指示が出るか。これから後も質問しますけれども、農業の関係でも指示ができるという条文があります。指示ができるって、食料混乱の時の部分でも指示ができるというのが入っているんですよ、既に。僅か3日か1週間くらいの違いの法律で、そういうことがもう既に入っている、もう最初から読み込んで入れてあるわけです。したがって農政に対応される方たちもその可能性があることをまず申し上げておきたいと思います。

こういったふうに、あらゆる報道の中でも、あるいはインターネットだったりテレビの番組だったりしても、この法改正、こんなことをするようではこの国の在り方が壊されるということを強く言われています。ここに改正案で世田谷区長の保坂さん、それから九州知事会での記者会見、こういうことでも現場が萎縮してしまうんじゃないかと、対等な立場ではないということ。今

の地方自治の根本は、本当は国と地方は対等ですよということがあるんだけど、もう既に今でももう対等ではないですけど。安倍政権からこっち、もう無理から無理です。一番顕著なのは、指示権がないのにもかかわらず5月の20日に学校休みなさいという突然の思いつきでしょ。あれを平気でするのが今の自民党政権なんです。現場には何も言ってないんです。ましてや文部科学省にも言ってなくて、そういう時はポツと言うわけです。みんなおたおたして、それに逆らわないんです、文科省の役人も。なぜかというと人事権で首根っこを押さえられているからです。文句言ったら飛ばされる、左遷される。自分が可愛ければそうなるでしょうけど。これが本当に萎縮を生んでしまう。結果として、国民だったり学校の児童生徒に対しては何の配慮もない。そういうことを平気でするような国になってしまう。これを私は強く指摘をしておきたいと思います。

皆さんもこの指示がいつ出るか、出しますからね、必ず出しますよ。私の大きなこの問題としてはやっぱり沖縄県の辺野古基地が、あの移転撤去の問題で玉城デニー知事、その前の知事からずっと続けて20年近く反対をして、いまだにあの埋立も軟弱地盤とかいろんな問題があって技術的に不可能でもやろうとするでしょ。全く裏づけがなくてもやる。でもそれをさせようとするけどできない。だから今度は指示権になんです。一番使いたいのは沖縄県に対してです。今でも沖縄県民は虐待を受けてます、この点では。こういったことを許してはいけない。私たちは民主主義国家というものが崩壊するということを強くしておきたいと思います。この点については終わります。皆様方も十分注意をしていただきたいと思います。

次に、農業・農村基本法改正について若干時間をかけて伺いたいと思いますが、まず基本的な事業として、本町の農家の戸数、それから平均年齢、新規就農者数の推移について事前に協議しておきましたのでお答えください。

○議長（渡邊 静男君） 春元農林振興課長。

○農林振興課長（春元賢一郎君） それでは、飯干議員の質問にお答えしたいと思います。

農林振興課の調べになりますけれども、農家戸数のほうから申し上げたいと思います。令和2年度と令和5年度の比較でお答えいたします。農家戸数につきましては、令和2年度が944戸に対しまして、令和5年度は896戸、48戸の減という形になっております。また、平均年齢につきましては、令和2年度が66.6歳に対しまして、令和5年度は67.3歳とやや高齢化が進んでいる状況です。なお、新規就農者数につきましては、令和2年度が4人、令和3年度が9人、令和4年度が12人、令和5年度が3人といった状況になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（11番 飯干 富生君） ありがとうございます。農家戸数は約5%減っています、僅

か3年程度です。高齢化も進んでおりまして、67歳平均ですから80歳の方もされているだろうと思います。また、新規就農者も年によってありますが少ないです。ただいわゆる事業承継という、どの産業も一緒ですけれども、後継ぎのいないこと、それから新規に入ろうとしてもハードルが高い、最初からの借入金に耐えられないとかです。国富町はJAなどの懇談会でも力を入れていただいておりますということはよく聞きますけれども、それでもこういう状況であります。

特に今、今年はまだ春からずっと雨が続いておりまして、非常にいわゆるハウス栽培、ハウス園芸、花、全然色も上がらんければ重さも出ないということで、大きな減収に見舞われているんじゃないかと思うんです。そういった中で、推進している作物を聞く前に、今の現状のこの雨の続いているところでのいわゆる調査とか、収量とかそういったものについてちょっと掘めていたら、まず先にそこだけ、分かる範囲で結構ですけれども、どんな感じでしょうか。分かっていたところだけで結構ですがお願いします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（春元賢一郎君） それではお答えいたします。

現状、この春先からの長雨によりまして、施設園芸関係は、特に着果等が少し落ちたということとで伺っております。それに伴う収量の減少も伺っているところであります。

また露地につきましては、さらにちょっと程度がひどくなっておりまして、生育遅れ等々で収量が減少するといった状況になっております。お米につきましても、現在田植えの方が進んでおりますけれども、害虫でありますジャンボタニシが今年が多いというようなことも聞いておりますし、また一部ではカメムシがそれも越冬しておりましてかなり多いというふうに聞いております。そちらのほうは今後被害をかなり出してくるのではないかなというふうな予測も立っております。

以上、現状としてはそういった状況で掘んでおります。お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（11番 飯干 富生君） 突然の質問ありがとうございます。それでは先ほど申しましたように、本町が特に推進している作物について、その種類とそれぞれの比較をされていると思いますけれども、分かる範囲で結構ですからお答えいただきたいと思います。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（春元賢一郎君） それではお答えいたします。

これまで産地育成によりましてブランド化でありますとか、付加価値の高い作物作り、それから自給飼料の確保といった観点から作物を推進してきた結果、今まで、ニラ、それからゴーヤ、飼料用米などが定着した作物と言えるかと思います。

一方で、現在の価格高騰の中で、経費節減から作物の転換が行われている事例もございまして、施設園芸ではズッキーニに転換した事例、それから、露地園芸では原料用カンショや加工用野菜が作付増といった状況にあるようでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（11番 飯干 富生君） ありがとうございました。

今、言われましたように、ニラだとかゴーヤだとか、いわゆる本当にこの国富町での特産品といますか、そういったものについて、県内ではいろいろな地域でそれぞれ生産をされているわけですが、このズッキーニに転換というのは、これはよくあるパターンですね。それが変わるの、大体、ほぼほぼキュウリをされている方たちが、高齢化によって日に2回も3回も取って回るの、これは難しいと。ズッキーニはそれから行くと収量の間隔が長いわけです。重さも割とあるから、年を取られた方たちで、このズッキーニに転換される方たちは私も何人かお話を聞いて、体が動かないから、でもハウスは使わんといかんということでされていました。この前、お亡くなりになった方も、長いことズッキーニを栽培されていたんですけれども、本当に残念なことでありました。

そういった中で、やはりこの地域の特産品というものをずっと作っていききたい、それがあっても、先ほど言った特に穀類、米あるいは芋類とか、そういったものがカロリー的に一番有効だからということ、これは後で出てくる食料自給率の後退、それから、また併せて、もし何かあったときのということでもあります。

この中で、1つ御紹介をしたいものがありまして、もう既に可決されてしまいましたけれども、この前、参議院の農水委員会の中で、いわゆる農民の代表であります農民連という農民組合連合会、農民という新聞、私も毎週、送ってもらって読んでおりますが、この中で、会長、長谷川敏郎さんとおっしゃる方、この方が家庭農業をされているわけでもあります。牛が親が2頭しかいない。米を1町3単作っておられる。しかし、この方は経営に対しては物すごくシビアにされていて、この方の研究を大学が調査に来て、そしてその裏づけを取って、いわゆる政策に反映するぐらい。農家って、その思い入れ、それぐらい力の限り頑張っているわけでもあります。

こういった中で、先ほどちょっとありましたけれども、いわゆるこれまで規模拡大、高収量とか言って、どんどん大規模化してきて、結局、自給率は全然伸びてこないわけでしょう。それって農家が悪いはずはないです。それはあくまでも自民党の農政の失敗なんです。農地の面積が減りましたよとか、いわゆる後継者がおりませんよと。だから、こういうふうに変えましたと言うでしょう。それをあんたがしたんじゃがと、私は言いたいです。自民党がしたんやって。だけど、今まで、それでもずっと自民党を応援したのは、毎年毎年、ちょろちょろ補助金をやって、頭を

なでなでして、それで言うことを聞かせてきたわけです。これが今の現状なんです。

食料自給率が３８％とかいう話がありますがけれども、東大出身で、元農水省の官僚であった、また今、東大の大学院の教授をされていますけれども、鈴木宣弘さんという方がたくさんの文献を書かれています。私は全部読んでいますけれども、その方に言わせれば、自給率３８％は真っ赤な嘘ですよ。なぜならば、牛の餌、鶏の餌、あらゆる家畜の餌は、ほぼ輸入なんです。トウモロコシ、ほぼ１００％。小麦だって、その他のものも。また、鶏の、ひなまで、ほぼ中国だったり、アメリカだったり、カナダだったり、外国から輸入なので、これが国内から消えたとする、実際は自給率からすると８％。カロリーベースじゃないんですよ。現実的に生産できるのは８％か９％しかないんですよということを力説されています。こういう状況にあって、なおさら、いざというときには輸入を拡大するための対策を取るだとか……。だけど、あのウクライナでちょこっとやっただけで、もう大慌てで、むちゃくちゃ穀物が上がったですわね。中東で何かあれば、今でもずっと油は高いですけど、まだ分からないですよ。結局、資本主義というのはそういうことなんです。全てのものを金に変えて、一番莫大な成果をを上げる方が勝ちなんです。そうじゃないと。先ほど言った長谷川さんに言わせると、農業こそエコロジーの最先端産業ですよというわけです。エコロジー、いわゆる無理のない生産、ずっとみんなが食べていける生産、これこそが重要だということを力説されたんですけども、全く顧みることがありませんでした。これが今の現状なんです。

だから、そういったことで、紙智子さんという北海道出身の方が、この改定農業基本法の成立に対して、本当に悔しいということを思いを込めて、これまでもずっと涙ながらに訴えることもありました。私もいつも注目しているんですけども、もちろん九州から行かれている田村さん、あるいは仁比聡平さん、我が党の精鋭が、次から次と論破していったんだけど全く耳を貸さないんです。本当に国民の声を代弁しているのにもかかわらず、聞く耳を持たないのが今の自民党政権。それを支えている多くの方たちが、ほぼ、その危険性に対して甘く見ているんです。あまりにも考え方が甘い。これはだめですよということです。

農業で飯が食えない。米を作って飯が食えないのは日本だけ。安過ぎて。アメリカからは、今でも約７０万ｔの輸入をしているんでしょう。国内の米よりも高く買っているんです。皆さんも気づいていないかもしれませんが。それも、その米はアメリカは政府が補助金を出して作らせているんです。日本よりはるかに高い補助金。これは全く報道されないんです。これほど軽く見られるような制度をつくったのは経済連と日本の政府ですよ。農業は補助金が多過ぎるだの、恵まれ過ぎだのって。恵まれておったら、こんなに人が減るわけじゃないですよ。こういうことを私は強く訴えたいと思います。

ここは、私はもう主張するしかありません。もう成立したので。ただ、この中でも、懸命に頑

張っているところを自治体としては助けないかん。支えていかないかん。特に宮崎県は食料基地だし、国富町も農業が基幹産業とずっと言っていますから、そういった点で力を尽くしていただきたいと思います。

このような状況でありますから、本当に真剣に考えているのかなと、宮崎県選出の国会議員が7人いますけど、たまに帰ってきて、適当なことを言って帰るだけですわ。武井先生なんかはいろいろされていますが、1度だけ農水大臣をしたときには、ちょっといいかなと思ったんだけど、結局、何もならんじゃないですか。こんなことに対して、普通なら、こんなことをする人は、党を割って出らんやいかんですよ。この前の郵政民営化か何か出たでしょう。反対だと党を出ました。今は全然そういう性根がないんです。あれから10年以上たっていますけど、残念なことに、こういう人たちを私たちは議員に選んでいるんです。そうではなくて、私たちを守るために、もっと辛口の人たちをつくらないかんですわ。そういった点を強く申したいと思います。

本当に、今までの行き当たりばったりの農政の責任を、自分たちじゃなくて、農家とか、地方自治体とか、生産者に対して、あんたたちのせいよと言わんばかりの政治なんですね。こういうことは、やはり私たちは、はね返さないかんですわ。

そういうことを強く申し上げて、この点について終わって、次は、いわゆる食料供給困難事態対策法というややこしい法律について質問をします。まず、この法律が目指すものとしては、いざといったときに食料を増産しないといけない、何かあったときには国内で賄わないといけないということを、今頃言い始めたわけです。自分たちのことはしっかり棚の上に上げていますけれども。その中で、まず最初に町内の遊休農地の面積とかが分かれば教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（春元賢一郎君） それではお答えいたします。

町内の遊休農地面積につきましては、令和5年度の数値で申し上げたいと思います。本町における遊休農地面積、令和5年度で71.5haとなっております。このうち農地として再生可能なものにつきましては27.3haとなっております。また、森林等の様相を呈しておりまして、再生が困難なものにつきましては44.2haという形となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（11番 飯干 富生君） ありがとうございます。今、ここで言われているのは、再生可能というところでありますから、遊休になってからまだ数年ということでしょうけれども、もう森林化をしているということは、この中の約7割以上がそういったことになっているわけです。一度木が生えたら、これは本当に元に戻すことは難しいです。ずっと前にDASH村という番組をやって、木が生えたところを再生するというのをやっていましたよね。自分たちでユンボ

を使って再生するというイベントをやっていましたが、あれって本当に物すごく力のいる仕事ですね。再生という。もう水が入らなくなって久しいわけですから。水から何から……。でも、ずっと継続的にしているということが、いわゆる農業をされる方たちの誇りでもあるし、親の田んぼを潰しちゃいかんという強い思いがあるけれども、しかし飯が食えないから離農するという、この情けなさは本当に胸に迫るものがあります。

では次に、町内の水田の耕作状況について教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（春元賢一郎君） それではお答えいたします。

町内の水田の耕作状況につきましては、水稻と転作作物でまず区別ができます。令和5年度の実績ということになります。水稻につきましては、早期水稻が52.5ha、普通期水稻が282.6haの合計335.1haとなっております。町内の水田面積が1651.7haとなっておりますので、水稻の占める割合は20.2%ということになります。

一方、転作作物の中で一番多い作物につきましては、飼料稲になりまして、こちらが813.1haとなっております。こちらは水田面積の49.2%を占める状況となっております。このほか転作作物では、飼料用米、こちらが7.1ha、加工用米73.2ha、野菜・花卉などの作物が106.4haとなっております。

このほかに飼料作物がありますけれども、飼料作物につきましては二毛作という形がありますので、延べ面積という形で御報告させていただきます。510.9haとなっております。

一方、圃場条件が悪かったりとか、区画がいびつであったりとかで作付を休んでいる水田、こちらにつきましては199.1haとなっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（11番 飯干 富生君） 詳しい御説明ありがとうございました。

ここで、今、言われたような転作としての飼料稲が、これによって国富町の畜産も支えられていると思うんですけれども、この部分があります。それから、野菜だったり、いわゆる米の後の大根だとか、いろんなこと、二毛作もあるからということでもありますけれども、この休耕田についても、約200町歩あるということで、これが一番の課題です。

したがって、ここで触れなければいけないのが、この食料供給困難事態対策法案の概要版があるんですけれども、課長、ちょっと読まれてみたら、概略についてちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（春元賢一郎君） 食料供給困難事態対策法につきましては、凶作や有事で食料

危機に陥ったときに、米、それから麦、大豆など、先ほど町長の答弁でもありましたけれども、特定食料、あるいは特定資材の供給が大幅に減少して国民生活に影響が出る食料供給困難事態になった場合に、国のほうが出荷販売業者や輸入業者、それから農家に対して国がどれだけ生産できるかなどを計画の届出が指示できる法律というふうに確認しております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（11番 飯干 富生君） そうですね。こういった有事の事態、私が思うのはもちろん凶作もありますけれども、凶作はすぐに元に戻りますが、有事となると、例えば戦争当事国が相手だった場合は、それが終わるまで、今のウクライナとロシアの戦争も3年目になっていますけれども、ああいうことがどこで起きるか分からないぐらいの状況です。日本は、そのために武力を強くしましようとか、防衛とか、いわゆる基地の地下化とか米軍機を増やそうとか、全然方向性が違うんですよ。ましてや、もう既に、私たちの食料を国内で作ろうという視点を持ち合わせていないんですよ。その中から先ほどあったような自給率の向上を投げ捨てたということになります。

実際に、この指示が出た場合に、どう応えていくのかというのが今からなんですね。中の細かいものを今から詰めていきますから、ぜひ、これはもう九州地区、あるいは宮崎県、それぞれの自治体とJAとか生産者とかみんなで協議をして、こっちから条件、これは除外制、これはやめてくれというやつをどんどん上げて、要綱の中に盛り込ませないとだめですよ。もう、はいはいって、そういう段階じゃないですわ。でないと、農家を守ることはできませんし、生産法人も守れません。

農業生産法人に切り替えてよくなったか。よくなっていますかね。ほぼなっていないんです。生産法人は作っている作物の価格によって収益が大幅に違います。面積がでか過ぎるから。人手も足らなかつたら辞められなかったりします。外国人労働者も今度変わりますよね。あと2年たったら入管法も変わりましたけれども、いわゆる技能実習制度はもうなくなりますから。そうなったときにどうするのか。この技能実習については、また全然違う問題なので、この後、また別の機会に質問をすることがあるかもしれません。

だからこの中にあるように、概要版の中でも書いていますけれども、出荷販売の調整だとか、輸入の促進だとか、もう本当にピンボケですね。輸入の促進じゃないんですよ。輸入をしなくても済むためにはどうするか。輸入をいかに減らして、自給作物を作っていくのかという切替えができない。これが今の農水省の幹部の姿です。ほぼほぼ国の中央は東京大学の卒業生で占められていますけれども、次から次に新しい法律をつくろうとするのは、自分のためなんだよね。官僚の自分のため。私らに言わせれば、あれは俺がつくったっちゃって言いたい奴ばかりですわ。そ

うじゃなくて、この法律はなぜ必要なのか、国民のために何をせないかんかということが、今の中央官僚はもう完全に抜け落ちています。地方自治体の人たちと話されてどう思われますか。国からの指示だったり、九州農政局だったり、いろいろなところから来ると思うけど、現場が分かっとなんて私は思いますよ。新聞を読んでも。こういう人たちに任せたらいけませんよね。だから私は思い切って、いわゆる移住定住で官僚をこっちに呼んでもらって、こっちから東京に行ってもらいたいです。担当課長とか、みんな行ってもらって。ちょっと待って、それぐらい嵐を起こすぐらいの人的交流をしないとイケないですよ。

こっちから行くのは陳情であつたり、お願い事であつたり、呼び出しではなくて、能動的に動いて、何かおかしい動きをしているぞと思ったら、こっちからも団体交渉を望むぐらい、もう本当の組合活動と一緒にです。でなかったら国民を守ることはできないし、宮崎県だったり国富町の町民を守ることはできないんじゃないかなというふうに思います。

今、本当にひどい法律を次から次につくりますよね。国民の姿は全くそこに入っていない。もう数年前から、中央の人たちは、今だけ、金だけ、自分だけという体制で、国民そっちのけで、今の政治資金規制法の改正案についても、先ほど檀上でも言いましたけれども、全く反省がないです。なぜ政党助成金を150億円もらって、その上で1,000円ぐらいで2万円をもらう政治資金パーティーを合法化して、それを裏金でポケットに入れて、悪い人はそれを自分の支部に寄附して、寄附金控除という税制の優遇措置まで。寄附したら2割返ってきますわ。20万円寄附すると4万円税金が返ってくるんです。それをしている議員がいっぱいおったでしょう。何を考えているんだ、こいつらと思いました。議員として1人で年間に何千万円ももらっているんですよ。私たちが月に約20万円ぐらいもらってました。だけど、そんなことをする余裕もないし、そういう考えもありません。自分のための資料じゃないです。私たちはこの資料をつくるためにどれだけ資料費を払うか。だけど、これが僕らの仕事なんです。議員の仕事はそっちがメインなので。

私たちがやはり一番心配しているのは、こういう次から次となった悪法を遂行しなければいけない、現場でやらなきゃいけない、あなたたち、町政の人たちです。今日、御紹介いただきました新人の職員の方たちが、夢いっぱい、不安いっぱいで入ってきていますけれども、これが次々にやりたくない仕事、俺の考えと違う仕事を押しつけられて断れない。悩んで、休職する、辞める。今、教職員も多いですけども、地方自治体の職員でも休職者が非常に多いわけです。一つには限定できませんわね。今、一番困っているのはカスタマーハラスメントという、お客さん、窓口に来た人の対応に困った人たちというのが一番多くなったし、パワハラもあるし。それから、いわゆる頭の問題ですよ。アカハラというアカデミックハラスメント。お前、こういうことも分からんのか、お前は学歴がないからだめだとか。そうじゃなくて、根本は全ての人の人権を尊

重することからスタートしないと、うまくいかないんです。

今、岸田総理には人権尊重の意志があると思いますか。私は全くないと思いますよ。だって、憲法違反の法律を次々つくって、しれっとして、次から次に自分のやりたいことをするだけ。総理大臣にずっとおりたいだけ。本当にひどい人だなんて。顔も見たくないけど、毎朝のように見られますよね。今日はそういった批判しかできないんです。だって、国政があまりにも地方とかけ離れていくから。だから、私たち、本当だったらこういうことをするなら江戸時代の百姓一揆です。一揆もんですわ。もうボイコットですね。国が何とか言っても、いや、やりません。指示があったときには、手がいっぱいできませんわって。いや実はこういうふうで、よう対応せんですわ、よそに言ってください、うちはせんからって、やりたくない仕事は断ってくださいよ。でないと、町長も幹部の方たちも職員を守ることはできません。その下で一生懸命仕事をしている町民を守ることができないから。そういったことを強く訴えまして、今回の質問は終わらせていただくしかありません。やめたくないけど時間がありませんから。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊 静男君） これで、飯干富生君の一般質問を終結いたします。

○議長（渡邊 静男君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 3 時 18 分散会
